経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書（経審説明書）

令和8年7月

千葉県

令和８年７月版の変更点について

令和８年７月版の変更点は以下のとおりです。

1.「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無の新設

審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点されます。

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し。

2. 加点対象機械の拡大

現在の加点対象機械に加え、新たに「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が追加されました。

3.「社会保険加入に関する評価項目」の削除

令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和２年１０月１日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたことにより、令和７年１０月１日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなるため、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、審査対象項目から削除することとなりました。

これにより、労働保険概算・確定申告書及び領収書、社会保険の領収証書の提出が不要となります。

4.　技術職員コード「７０３」「７０４」で加点対象となる業種の追加

建築一式工事/機械器具設置工事/さく井工事/解体工事

（参考）

令和８年４月１日から、経営事項審査の郵送申請における手数料について電子納付を開始しました。

経営事項審査手数料について、「ちば電子申請サービス」を利用して電子納付をした場合は「申込内容照会画面を印刷した書面」を提出することとします。

※引き続き千葉県収入証紙で納付も可能です。
※建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）による申請の場合は、この手続きで手数料の納付をすることはできません、同システム内での手数料の納付をお願いします。

経営事項審査手数料の電子納付について
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuukei/kensetsukouji/keieijikou/chiji/keishindenshinohu.html

注 意 事 項

この『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和８年７月版）は、令和８年７月１日以降に千葉県知事に対し経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行う方に適用されます。

なお、『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和８年４月版）は、令和８年６月３０日限り廃止します。

この説明書は、関係法令の改正があった場合等に改訂又は廃止される場合があります。したがって、申請等を行う方は、事前に必ず千葉県ホームページで最新の情報を確認してください。

（https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keieijikou/index.html）

申請方法の郵送化・電子化について

【郵送】

１　対象期間

令和３年５月６日（木）以降

※令和４年５月以降は指定日の会場受付も廃止となりました。

２　申請方法について

（１）郵送による受付について

ア　令和４年５月以降は郵送での受付になりました。

イ　申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し（コピー等）を提出してください。（審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しませんので、必ず写しを提出してください。）

※確認書類が省略できるものではありません。

※建設業許可申請書の副本及び事業年度終了届については、以下のページのみ写しを添付してください。

・建設業許可申請書の副本
…表紙及び専任技術者一覧表

・事業年度終了届
…表紙、工事経歴書及び直前３年の各事業年度における工事施工金額

※審査完了後、申請書の副本を返却するため、返信用封筒の同封をお願い致します。（切手の添付は不要です。）

ウ　補正があった場合には、後日ファックスまたは電話にて御連絡いたします。
補正の指定期間内に補正がなされなかった場合、「申請書到達日」に対応する「結果通知書発送予定日」に結果通知書を発送することができなくなります。
また、申請時期が集中した場合など、通知書の発送予定日は変更になる場合があります。

エ　郵送先については下記のとおりです。
〒260－8667　千葉市中央区市場町１－１
千葉県庁建設・不動産業課　入札契約室　宛て

３　その他の留意事項について

（１）郵送での申請における結果通知書発送予定日につきましては、千葉県ＨＰを御確認ください。

（２）その他不明点は、建設・不動産業課入札契約室宛てにお問い合わせください。

【電子申請】

１　申請方法について

（１）建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）より申請をお願いします。

（２）システムの使い方に関するご不明点については、システム内の問い合わせフォームまたはヘルプデスク(JCIP ヘルプデスク)へお問い合わせください。
ヘルプデスク：TEL 0570-033-730（ナビダイヤル）

２　提出書類について

（１）提出書類については、郵送による申請と変わりません。本説明書に沿って書類を ご用意ください。
なお、【原本】と表記があるものについては、原本をＰＤＦ化した上で、データを添付してください。

（２）手数料を千葉県収入証紙でお支払いされる場合、下記までご郵送ください。
〒260－8667　千葉市中央区市場町１－１
千葉県庁建設・不動産業課　入札契約室　宛て

３　その他の留意事項について

（１）システム上必須となっている確認書類の中に、『３　経営事項審査申請に「必要な書類一覧」（千葉県知事許可業者)』に該当する書類がない場合は、「省略可能のため省略」等と記した PDF を添付してください。

（２）経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 「経営状況分析結果データの連携」の認証キー欄に「経営状況分析結果通知書に記載されている認証キー（半角数字 16 桁)」を必ず入力するようお願いします。(添付省略可)
※入力するとエラーが発生する等の場合は「経営状況分析結果通知書」を添付してください。

（３）その他不明点は、千葉県ＨＰを御確認ください。

※郵送申請に関して特に注意していただきたいこと※

１．提出書類は必ず写しを送付してください！

郵送申請においては、原本提出とされている書類以外は、全て写しでの送付をお願いしております。なお、送付いただいた書類の内、返却するものは、申請書の副本のみとなっており、提出書類は写しの送付をお願いしているため、審査後にこちらで廃棄致します。

２.経審の有効期限が切れないように時間的余裕をもって申請してください。

郵送での御申請において、補正事項が多く出た場合、期限を定めて補正事項の解消をお願いしております。各通知書発行日に対応した申請書到達期間の締切間際になるにつれて、補正の期限が短くなってしまいます。

そのため、御申請は余裕をもって行ってください。

３.送付書類は審査者が分かるように、明瞭かつ簡潔に、整理された状態で御送付をお願いします。

郵送での御申請においても、送付資料はまとめて審査者に分かりやすいように整理された状態で御送付ください。常識的範囲を超え、著しく散逸している状態であると担当者が判断した場合、審査をせずに返却する場合がございます。

目　　次

Ⅰ　経営事項審査制度の概要

１　経営事項審査とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
２　経営事項審査申請に必要な資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３　審査基準日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
４　審査項目及び審査基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（参考）経営事項審査結果の有効期間（公共工事を請け負うことができる期間）・・・・・・・１０

Ⅱ　経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（千葉県知事許可業者）

申請手続等

１　手続き全体の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　手数料及び納入方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３　経営事項審査申請に「必要な書類一覧」（千葉県知事許可業者）・・・・・・・・・・・１４
４　全般的な注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
５　個別相談会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
６　経営事項審査結果の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
７　虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

Ⅲ　経営事項審査における申請書類の作成方法（千葉県知事許可業者）

１　経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（２０００１帳票）・３２
２　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（２０００２帳票）・・・・・・・３９
３　工事種類別完成工事高付表の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
４　技術職員名簿（２０００５帳票）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
５　その他の審査項目（社会性等）（２０００４帳票）　・・・・・・・・・・・・・・・５４
６　建設機械の保有状況一覧表の記載例及び記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
７　経営規模等評価申請等提出票　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
８　実務経験証明書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

Ⅳ　経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

１　審査日・受付時間・審査会場・申請書類等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１

Ⅴ　参　考

１　業種追加申請について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
２　決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について　・・・・・・・・・・・・８５
３　建設工事と建設業の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１
４　完成工事高積み上げ申請について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
５　建設工事の区分に関するよくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
６　建設業関連法令等（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４
７　工事経歴書に関する注意事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９
８　建設業法における技術者制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
９　特殊経審について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７

Ⅰ　経営事項審査制度の概要

Ⅰ　経営事項審査制度の概要

1　経営事項審査とは

（1）　経営事項審査とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設業法施行令第２７条の１３で定めるもの（以下「公共工事」という。１０４ページ参照。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない経営に関する客観的事項についての審査です。

（2）　**公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その公共工事について発注者と請負契約を締結する日の１年７か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。従って、入札参加資格審査申請の結果、数年間有効の入札参加資格者名簿に登載された方であっても、経営事項審査は毎年受けることが必要です。（１０ページ参照。）**

（3）　経営事項審査は、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の２つから成り立っています。この両方の結果の通知を受けなければ、経営事項審査を受けたことになりません。
　また、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の結果から算出される「**総合評定値**」があります。

ア　**経営状況分析**
　国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行います。

イ　**経営規模等評価**
　国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。

ウ　**総合評定値**の通知
　国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。なお、総合評定値の請求は、経営規模等評価の申請を行うときに併せて行うことができます。**総合評定値の請求は任意ですが、多くの公共工事の発注者が「総合評定値の通知を受けていること」を入札参加資格審査の際に求めていますので、経営規模等評価申請を行う際に併せて請求するようにしてください。**

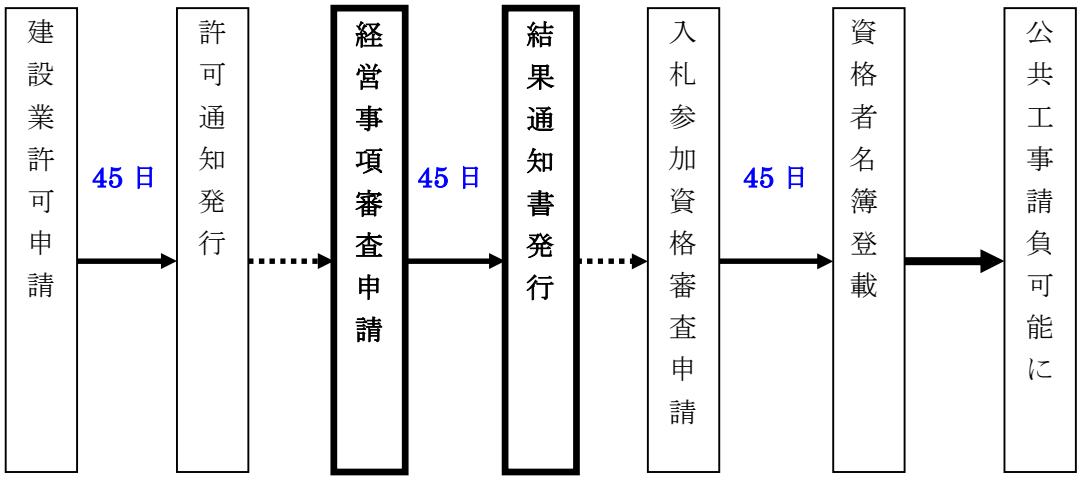
> ○ 申請書類に虚偽や不正があった場合は、法律により罰せられます。
>
> ○ 行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることができません。
> （日本行政書士会連合会に行政書士名簿の登録を行っていない場合は、資格を有していても書類の作成及び書類の提出は行えません）

２　経営事項審査申請に必要な資格

建設業の許可を受けていなければ、経営事項審査を受けることができません。

【公共工事を国・県・市町村等から直接請け負うためには】

※　表中の数字は、千葉県知事許可における標準的な所要期間。



「どんな仕事を」「どの発注者から請け負いたいか」により、
『登載する名簿種類が決まる』
⇒『受ける経営事項審査の工事業種が決まる』
⇒『建設業許可を取得する工事業種が決まる』
こととなるため、各発注者に確認の上、申請を行ってください。

３　審査基準日

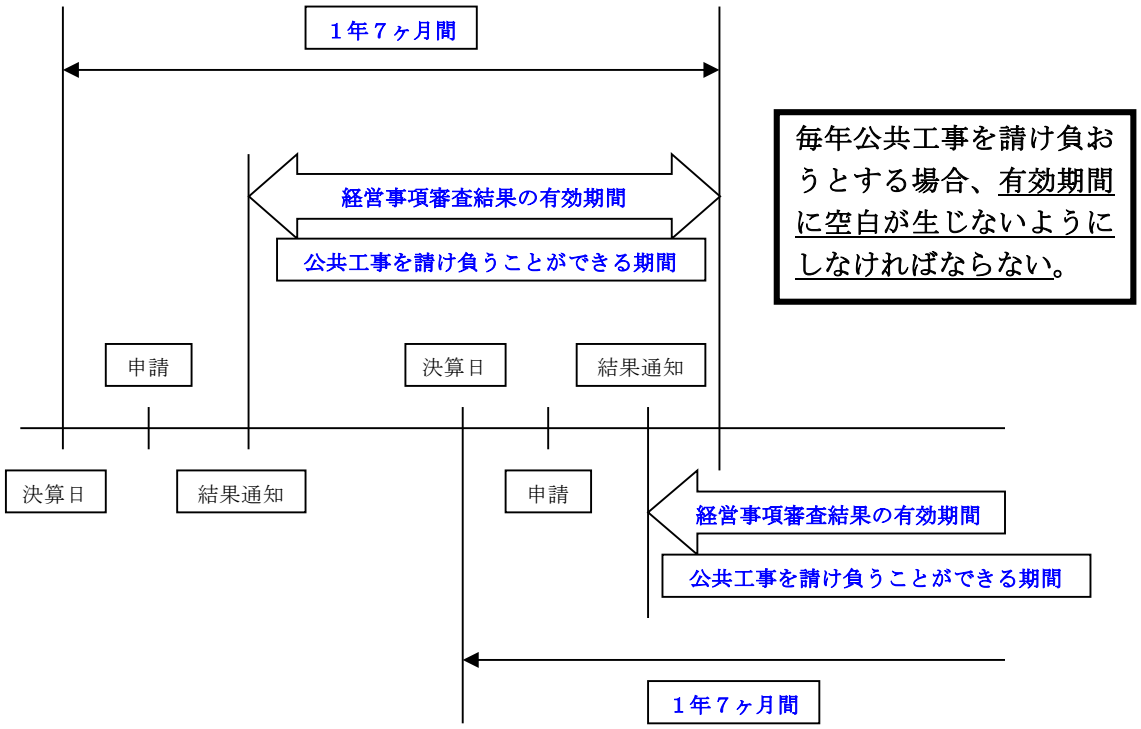
審査基準日は、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日です。

４　審査項目及び審査基準等

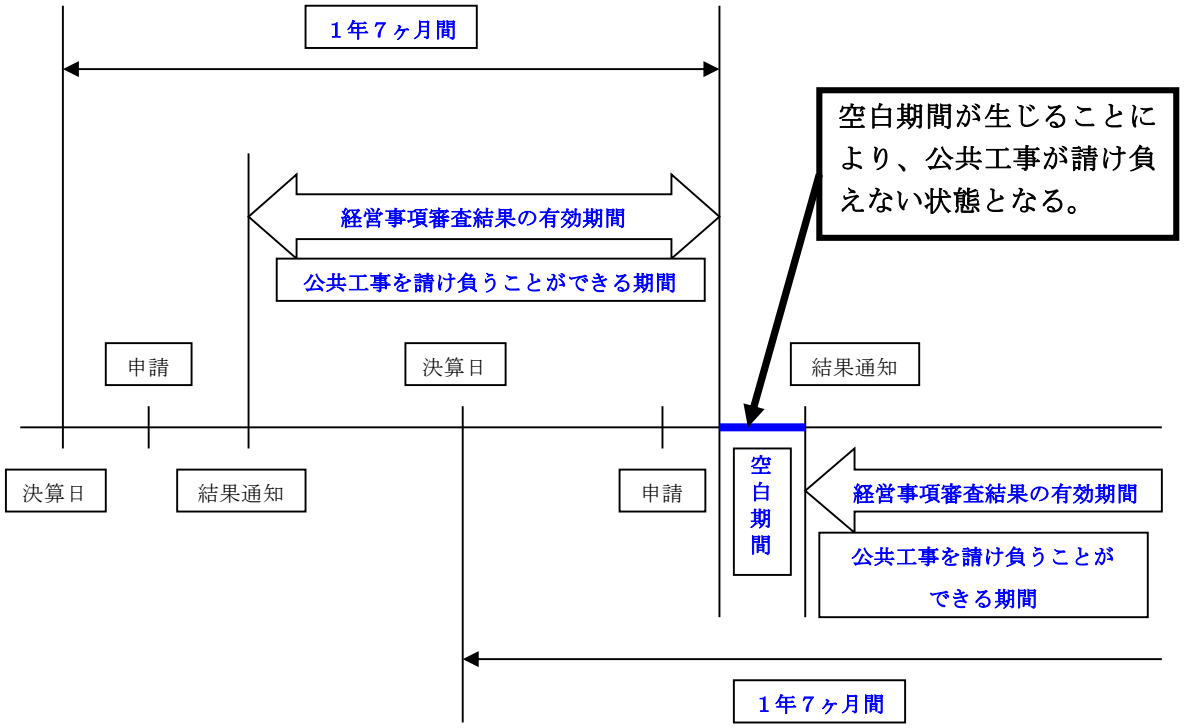
千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページをご覧ください。
（https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keieijikou/index.html）

（参考）**経営事項審査結果の有効期間**（公共工事を請け負うことができる期間）

○　経営事項審査結果の有効期間に空白が生じない事例



○　経営事項審査結果の有効期間に空白が生じる事例



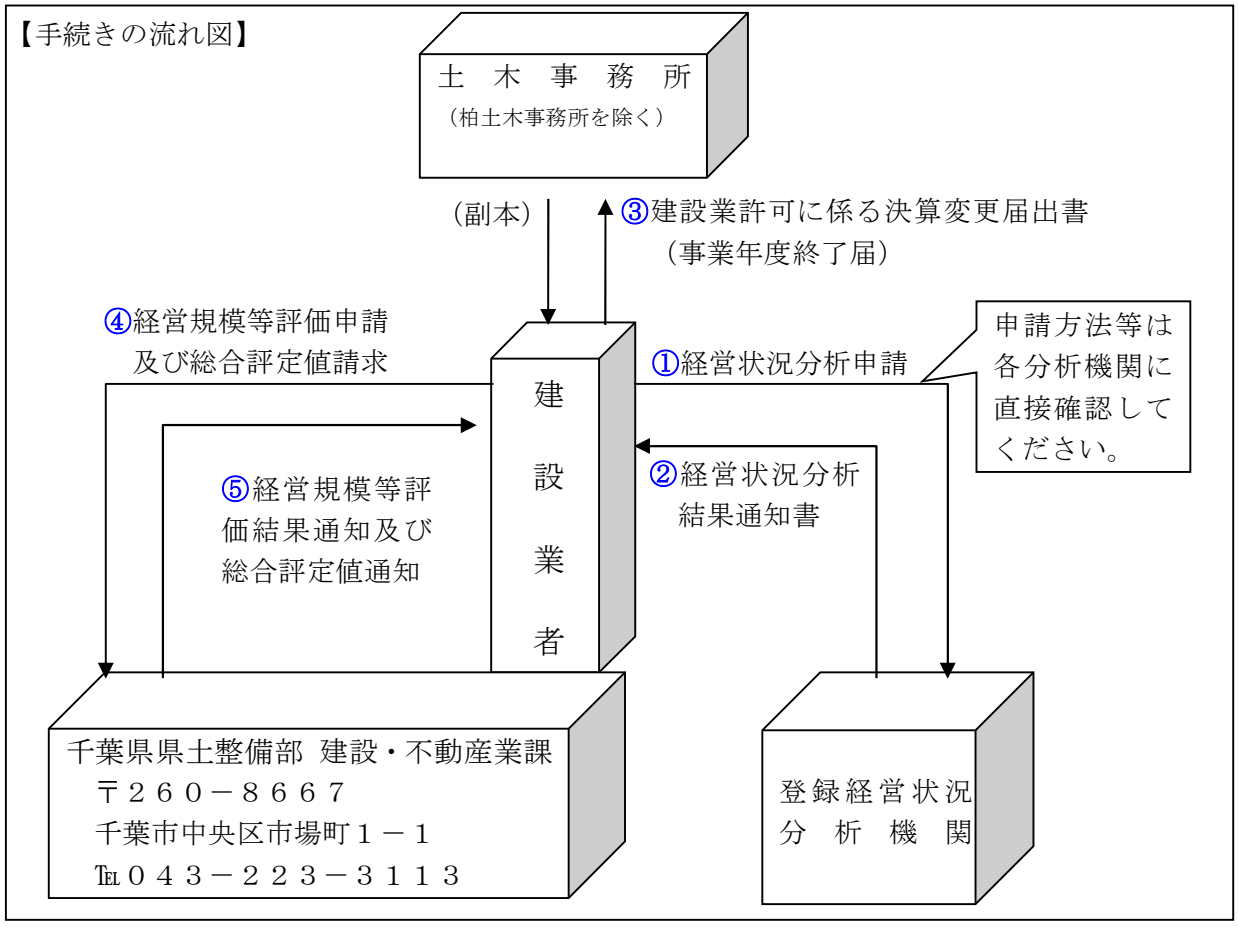
※　有効な経営事項審査の結果通知書を持っていなければ、公共工事を請け負うことができません。申請の際には、有効期限切れが起きないように御注意ください。

Ⅱ　経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（千葉県知事許可業者）

Ⅱ　経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（千葉県知事許可業者）

申　請　手　続　等

1　手続き全体の流れ



① 登録経営状況分析機関へ経営状況分析申請を行う。
※必要書類、申請方法、経営状況分析に要する日数等については、各登録経営状況分析機関に直接ご確認ください。なお、登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html）で確認できます。

② 経営状況分析結果通知書が申請者あて交付される。

③ 建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）を提出する。
※決算変更届出書に添付する「工事経歴書」作成にあたっては、必ず本書の 113 頁を参照してください。

④ 経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び関係書類をすべて郵送又は電子申請システムにアップロードして、申請する。
※申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方が申請してください。なお、申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。

⑤ 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書が申請者あて送付される。
※結果通知書発送予定日は「経営規模等評価申請審査日程一覧表」を参照のこと。

２　手数料及び納入方法

（1）手数料の額

手数料の額は、「使用料及び手数料条例」により次のとおり定められています。

区分 納入額	経営規模等評価申請及び総合評定値請求を同時に行う場合	経営規模等評価申請のみを行う場合	総合評定値請求のみを行う場合
1 業種	11,000 円	10,400 円	600 円
2 業種	13,500 円	12,700 円	800 円
3 業種	16,000 円	15,000 円	1,000 円
4 業種以上	16,000 円に、1 業種増すごとに 2,500 円を加算した額	15,000 円に、1 業種増すごとに 2,300 円を加算した額	1,000 円に、1 業種増すごとに 200 円を加算した額

（2）納入方法

千葉県の収入証紙（注意：国土交通大臣許可業者の方は収入印紙です。）

（3）納入時期

経営規模等評価申請時・総合評定値請求時に、収入証紙貼付書（様式自由）に貼付して提出してください。

【収入証紙の主な販売所】

千葉県庁生活協同組合、各市町村、県の各地域振興事務所

※　収入証紙に関する問い合わせ先（千葉県出納局：℡043-223-3309）

※　収入証紙は令和８年１２月末をもって販売を終了します。

３　経営事項審査申請に「必要な書類一覧」（千葉県知事許可業者）

各必要書類の注意点

（１）種別に「選択」とあるものは、注意点などを読んで、該当する場合に必要。

（２）前年度に経営事項審査を受けていない場合（初めて経営事項審査を受ける場合を含む。）は、下記の表中の説明において「審査対象事業年度」とあるのは、「審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度」と読み替えること。

ただし、項番３１（２０００２帳票）の計算基準の区分で３年平均を選択する場合は、「審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度並びに審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」とする。

（３）**【原本】と表記があるもの以外は全て写しとする。**

※一旦提出された書類は、副本以外返却は致しません。

※郵送方法の詳細は３頁をご覧ください。

（４）提出書類で過去３か月以内に発行されたものとは、当課に到達した日から起算します。

番号	種別		書類名	注意点など
1	必須提出		経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	正副２部作成。行政書士に委任している場合、正本には行政書士印を押印。副本は正本のコピーでも可。
2	必須提出		工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	正副２部作成。
3	必須提出		その他の審査項目（社会性等）	正副２部作成。
4	必須提出		技術職員名簿	正副２部作成。 ・技術者に審査基準日（決算日）以前６ヶ月を超える雇用期間が必須。
5	選択提出		工事種類別完成工事高付表	正副２部作成。 完成工事高積み上げ申請を行う方のみ必要。 ※　該当業種に完成工事高が無くても積み上げをする場合は必要です。
6	選択提出		建設機械の保有一覧表	正副２部作成。 建設機械を申請する方のみ必要。
7	必須提出		経営状況分析結果通知書【原本】	

8	選択 提出	収入証紙の場合は8、電子納付の場合は9を提出	収入証紙貼付書	県知事許可の場合、所定の千葉県証紙を貼付したもの。（様式は自由） ・貼付する証紙の額は多過ぎても、少な過ぎても受付できません。
9	選択 提出		申込内容照会画面を印刷した書面	経営事項審査手数料を電子納付した場合、「ちば電子申請サービス」の申込内容照会画面を印刷した書面が必要。
１０	必須 提出		経営規模等評価申請等提出票	正副２部作成。
１１	選択 提出		委任状【原本】	行政書士が申請者の代理人で書類の作成、審査の申請・補正を行う場合に必要。 ・委任状には審査基準日を必ず記載すること。
１２	選択 提出		行政書士会への登録が証明できる書類（行政書士証票等）	行政書士が申請者の代理人で書類の作成、審査の申請・補正を行う場合に必要。 ・補助者の場合は、補助者証を提出すること。
１３	必須 提出		副本返送用の封筒	・封筒に宛先を記載すること ・切手は不要
１４	選択 提出	行政書士が結果通知書を受理する場合必要	結果通知書送付用定型封筒（長形３号）	・行政書士など申請者の代理人が結果通知書を受理する場合に必要。 ・切手は不要。 ・封筒に宛先、建設業の許可番号、会社名を記載すること。
１５	選択 提出		公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書及び 基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表	経営規模等評価申請書･総合評定値請求書（20001帳票）項番 17 自己資本額の計算基準区分で「２」（２期平均）を選択し、自己資本額に資本性借入金の金額を含める場合に必要
１６	必須 提出		建設業の許可通知書	申請時点及び審査基準日時点において、有効なすべての書類が必要。 ※新規申請の場合、最初の許可通知書も必要

１７	必須提出		建設業許可申請書（表紙及び専任技術者一覧表）	申請時点及び審査基準日時点において、有効な書類が必要。県土木事務所の受付印があるもの。 ・許可の更新中手続中の場合は、更新分と更新前のもの両方必要。 ・最新の許可（更新含む）後に、商号・代表者・専任技術者等に変更があった場合は、変更届出書（県土木事務所の受付印があるもの。）の提出が必要。
１８	必須提出		法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本） 【申請日前３か月以内に発行されたもの】	【法人（支配人登記している個人を含む）】 ・法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）
１９	選択提出	申請が法人の場合いずれか選択 （初めて経審を受審する場合又は法人番号が変更となった場合のみ必要）	法人番号指定通知書	国税庁から届いたもの。
２０	選択提出		国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの	ホームページアドレス （www.houjin-bangou.nta.go.jp/）
２１	必須提出		消費税の確定申告書の申請者控	審査対象事業年度に係るもの。 ・確定申告書の申告者控第一表 ・免税業者については、不要。 ・当初課税業者だったが、審査対象事業年度中に免税業者になった場合、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の申請者控が必要。 ・消費税の課税標準額が完成工事高より低額の場合、明確な理由を余白や別紙に記載して提出してください。

２２	**必須提出**		消費税及び地方消費税の納税証明書【申請日前３か月以内に発行されたもの】	審査対象事業年度に係るもの。 ・様式は『その１・納税額等証明用』。 ・免税業者についても必要。（金額欄が０又は無の表記となる。）
２３	**必須提出**		前回受けた経営事項審査申請書の副本	経営規模等評価申請書、提出表（工事種類別完成工事高付表、その他の審査項目、技術職員名簿、建設機械の保有一覧表、積み上げ付表）について、千葉県建設・不動産業課の受付印のある副本の写し。 ・同一の審査基準日について複数ある場合はすべて必要。 ・千葉県知事に対して初めて申請する方は不要。（大臣許可や他県知事許可から千葉県知事許可に変わった場合も同様） ・制度改正に伴う再審査を申請した場合は、再審査申請時の申請書の副本が必要。 ・前回の申請が郵送による場合は、郵送による申請又は電子申請のいずれも受付印のある副本が必要。 ・前回の申請が電子申請の場合は、郵送による申請のみシステムから出力した申請書が必要。
２４	**必須提出**		建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）（副本） <工事経歴書及び直前３年の各事業年度における工事施行金額>	審査対象事業年度に係るものの副本一式。 県土木事務所の受付印があるもの。（表紙・直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第３号・工事経歴書）） ・許可取得後、決算が到来する前に経営事項審査を受ける場合は、「８１　工事経歴書」、「８２　直前３年の各事業年度における工事施工金額」を参照。

２５	必須 提出		契約内容が確認できる書類	審査対象事業年度に含まれる各事業年度に係る工事経歴書について、経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書ごとに（完成工事高の積み上げ申請を行う場合は、当該積み上げる業種に係る建設工事の工事経歴書についても）、当該工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位３件の工事について、次のアからオのいずれかの書類を提出してください。 ※工事進行基準を採用している場合の上位３件の考え方は、各決算期の売上分の金額で順位を決めます。 ア　建設工事請負契約書 イ「注文書」及び「注文請書」 ウ「注文書」及び「請求書」 エ「注文請書」及び「入金が確認できる書類」※ **《請書》と記載のあるものは、上記同様。** オ「請求書」及び「入金が確認できる書類」※ ※「入金が確認できる書類」とは、発注者から請負代金が振り込まれた旨の記載がある銀行等の通帳、当座勘定照合票等のほか領収書（控）、支払手形の写しをいいます。 ・契約変更がある場合は、当該変更に係る上記アからオのいずれかの書類の提出。 ・基本契約書を締結している場合は、上記アからオに加え、当該基本契約書も提出してください。 ・共同企業体受注の場合は、協定書も必要となります。 【一つの工事の完成工事高を複数年度に渡り分割計上している場合の確認書類】 当初契約年度に係る上記ア～オのいずれかの書類に加え、下記の書類についても提出が必要となります。 ① 工期の重なる事業年度に係る事業年度終了届【副本】 ② 審査対象事業年度分の請求書及び入金の確認できる書類（当該事業年度の工事高を確認するため必要。）

２５	**必須提出**		契約内容が確認できる書類	※工事進行基準適用工事については、上記①に加え、当該事業年度の決算に計上した売上高の根拠となる資料（元帳、工事工程表等）も併せて提出してください。 ・請求書等では工事内容が判然としない場合は、工事内訳書や見積書などの書類も提出してください。 ・閲覧に供する工事経歴書を作成する際は、個人の氏名が特定されないよう十分に留意することとされました。 （例：個人住宅の新築工事） 個人情報保護のため、工事経歴書の注文者や工事名を伏字等にした場合は、契約書に番号を付すなど工事経歴書と契約書類の紐づけをお願いします。
２６	**必須提出**		技術職員の資格を証する書類	技術職員名簿に記載した資格を確認できる免状の写しや実務経験証明書（Ｐ７８参照）等。 **・有効期間の定めがなく、前回の審査時に示している場合は不要。※変更の場合を除く。** ・第二種電気工事士のように、資格に加えて実務経験が必要なものについては、資格を確認できる免状の写し及び実務経験証明書。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証は該当者がいる場合は必要（写し可） ※２８年６月以降に監理技術者講習を受けた方は、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証は統合されるので、統合後のものを持っている方は、必ず監理技術者資格者証の両面を提出すること。（写しの場合は両面印刷） ・基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証（写し）を提出。 ・建設キャリアアップシステムにおいてレベル３又はレベル４と判定された技術者については、能力評価（レベル判定）結果通知書（写し）を提出。 ・監理技術者補佐（1 級技士補）については、次のいずれかが必要 ①１次検定の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証(前回経審で確認できる場合は不要) ②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料

２７	選択提出		技術職員の生年月日を証する書類	・「２９～３１　健康保険及び厚生年金保険加入の場合」に係る書類が無く、法第７条第２号ハ（10 年以上の実務経験）により申請する技術職員等、生年月日が記載された書類が確認できない場合必要。 ・公的機関が発行する生年月日の記載があるもの。 例：国民健康保険被保険者証　など
２８	**必須提出**		給与所得の源泉徴収簿等(個人事業主は確定申告書類一式等(青色・白色申告決算書))	「審査基準日以前６ヶ月を超える月」から「審査基準日を支給算定する月」までの各職員の支給明細が確認できる源泉徴収簿（給与台帳、賃金台帳など)。(源泉徴収票は不可) 可能な限り、技術職員名簿記載順に並べること。 ※審査の円滑化のため、技術職員の通番を加筆してください。
２９	選択提出	健康保険及び厚生年金保険加入の場合、該当するものをいずれか選択 ※保険者番号・記号はマスキングすること。	健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書	・職員の審査基準日現在の加入状況を確認しますので、審査基準日時点で適用される標準報酬決定通知書を提出してください。 ※標準報酬月額は、原則１年間（９月から翌年８月まで）の各月に適用されます。 ・組合管掌健康保険に加入している場合は、組合から発行された健康保険の標準報酬決定通知書も必要となります。 ・審査の円滑化のため、標準報酬決定通知書に技術職員の通番を加筆してください。
３０	選択提出		被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は　住民税特別徴収税額通知書	強制適用が除外される国民健康保険組合等に加入している場合に必要。 ・これとは別に上記の厚生年金保険に関する書類の提出も必要。 ・被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。
３１	選択提出		後期高齢者医療制度加入の被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は住民税特別徴収税額通知書	後期高齢者医療制度の被保険者である技術職員がいる場合に必要。 ・被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。
３２	選択提出		住民税特別徴収税額通知書	社会保険に未加入で、住民税の源泉徴収を行っている場合に、勤務先の企業名、技術者名簿及び経理担当者が記載されていることが必須。 ・審査基準日が入る年度の通知書。

３３	選択提出		建設業退職金共済加入・履行証明書（経営事項審査申請用）【申請日前３か月以内に発行されたもの】	勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が発行したもの。経営事項審査申請用に限る。
３４	選択提出	退職一時金制度又は企業年金制度適用の場合、いずれか選択	労働協約、就業規則若しくは退職金規則	基準日現在に効力を持っているもの。 ・常時 10 人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの ・退職一時金制度は全ての労働者を対象としている必要がある。一部の労働者のみが対象となっているものは加点対象にならない。 ・建設業退職金共済の支給をもって退職金とする就業規則は加点対象にならない。
３５	選択提出		退職金共済加入証明書又は共済契約書	中小企業退職金共済など勤労者退職金共済機構や特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている場合に必要。（ただし、特定業種退職金共済契約以外。）
３６	選択提出		厚生年金基金加入証明書	厚生年金基金が設立されている場合に必要。
３７	選択提出		適格退職年金契約書	適格退職年金の契約が締結されている場合に必要。
３８	選択提出		基金型企業年金加入証明書 又は 規約型企業年金加入証明書	確定給付企業年金が導入されている場合に必要。 ・基本型企業年金は企業年金基金が、規約型企業年金基金は資産管理運用機関がそれぞれ発行。
３９	選択提出		確定拠出年金法に規定する企業型年金加入証明書	確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されている場合に必要。 ・確定拠出年金運営管理機関が発行

４０	選択 提出	法定外労災加入の場合、いずれか選択	建設労災補償共済制度加入証明書	政府労災に加え、（財）建設業福祉共済団と労災補償契約を締結している場合に必要。
４１	選択 提出		全国建設業労災互助会加入証明書	政府労災に加え、（社）全国建設業労災互助会と労災補償契約を締結している場合に必要。
４２	選択 提出		労働災害補償共済契約加入者証書	政府労災に加え、全国中小企業共済協同組合連合会と労災補償契約を締結している場合に必要。
４３	選択 提出		労保連労働災害共済加入者証書	政府労災に加え、（社）全国労働保険事務組合連合会と労災補償契約を締結している場合に必要。
４４	選択 提出		労働災害保険証券 又は 加入証明書	政府労災に加え、民間保険会社と労災補償契約を締結している場合に必要。※法定外労働災害補償の要件４点が必ず記載されていること。
４５	選択 提出		団体保険制度への加入を証明する書類	政府労災に加え、建設業者団体や民間保険会社等と団体労災補償契約を締結している場合に必要。※法定外労働災害補償の要件４点が必ず記載されていること。
４６	選択 提出		共済事業（労災保険）への加入を証明する書類	政府労災に加え、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者と労災補償契約を締結している場合に必要。※法定外労働災害補償の要件４点が必ず記載されていること。

４７	選択提出	技術職員名簿に記載の無い職員の場合、提出書類に加え、２８及び２９～３１のいずれかの提出も必要	CPD の単位取得を証する書面の写し	CPD 認定団体の発行する、審査基準日以前１年間に修得した CPD 単位を証する書類。
４８	選択提出		様式第４号「ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」	技術職員名簿に記載できない者で該当する者がいる場合に作成する。 ※詳細は６６,７０ページを参照
４９	選択提出		能力評価（レベル判定）結果通知書	能力評価（レベル判定）結果通知書については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準（建設キャリアアップシステム）により受けた評価が審査基準日以前３年間にレベルが１以上向上した者がいる場合に提出する。 ※詳細は６７,７１ページを参照
５０	選択提出		施工体制台帳の一部(作業員名簿)	審査基準日以前３年間の間に作成したもの。
５１	選択提出		様式第５号 「技能者名簿」	正副２部作成。 CPD 単位の取得にのみ該当がある場合でも作成すること。 審査基準日以前３年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）について作成すること。
５２	選択提出	「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得がある場合	各えるぼし認定を取得していることを証する書面	①審査基準日時点で有効な、「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類 ②厚生労働省の公表資料である「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧 」、「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇用促進総合サイトにて公表される「ユースエール認定企業一覧」のうち申請者の名称が記載されているページ(出力日が分かるようにすること。) ※審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされている場合は、②に替えてそのことを証する書類を提出すること。
５３	選択提出		各くるみん認定を取得していることを証する書面	
５４	選択提出		ユースエール認定を取得していることを証する書面	

５５	選択提出	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当がある場合	別記様式第６号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	【審査対象工事】<u>①～③を除く</u>審査基準日以前１年以内に発注者から直接請け負った建設工事 ① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事 【該当措置】①～③のすべてを実施している場合に加点 ① CCUS 上での現場・契約情報の登録 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 ③ 経営事項審査申請時に様式第６号に掲げる誓約書の提出
５６	選択提出	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言に該当がある場合	別記様式第７号に掲げる「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書及び宣言書	審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、誓約書に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っていること。
５７	選択提出		手続開始決定通知書、計画認可通知書及び手続終結を受けたことを証する書面	平成２３年４月１日以降、審査基準日までに民事再生法における再生手続開始決定、又は、会社更生法における更生手続開始決定がされている場合に必要。
５８	選択提出	防災協定締結の場合、いずれか選択	防災活動における建設業者の防災活動に関する協定書	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、直接防災活動に関する協定を締結している場合に必要。
５９	選択提出		団体に加入していること及び防災活動に従事していることが証明できる証明書 【申請日前３か月以内に発行された原本】	・申請者が加入している団体が地方公共団体等と防災活動に関する協定を結んでいる場合に必要。 ・団体に加入していることに加え、防災活動に従事していることが明示されているもの。 ※千葉県ホームページに「防災協定に関する証明書」の参考様式を掲載しています。 ・審査基準日が記載されていること。

６０	選択提出		建設業法違反による営業停止命令書又は指示書	審査基準日前１年の間に、建設業法第 28 条の規定による営業停止処分年月日又は指示処分年月日がある場合に必要。 ・入札参加資格の指名停止は対象外。
６１	選択提出		監査報告書	会計監査人の設置を行っている場合に必要。
６２	選択提出		会計参与報告書	会計参与の設置を行っている場合に必要
６３	選択提出		「経理処理の適正を確認した旨の書類」【原本】	「６４」の要件（二級試験を除く）を有する常勤の役職員が、経理実務の責任者であって、経理処理の適正を確認している場合に必要。
６４	選択提出	６３の提出書類に加え、２８～３１のいずれかの提出も必要	公認会計士等の資格を証する免状、 一級、二級登録経理試験合格証書又は合格証明書、講習の終了証等 例：（財）建設業振興基金の発行した合格証等	常勤の役職員に、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験等の合格者等がいる場合に必要。 【公認会計士、税理士】 ・資格を証明する書類 （研修受講後、公認会計士、税理士として登録されていること） 【一級、二級登録経理試験（一級、二級建設業経理（事務）士検定試験含む）】 ・合格証等資格を証明する書面（登録経理合格した年度の翌年度の開始の日から５年経過していない者） ・登録経理講習の終了証の写し（講習を受講した年度の翌年度の開始の日から５年経過していない者） **★登録経理試験（建設業経理（事務）士検定試験含む）については、平成 28 年度以前に合格した者であっても、令和５年３月(審査基準日)までの間は引き続き、合格証のみの提出で評価対象とする。** ※詳細は７３ページを参照
６５	選択提出		建設業法施行規則別記様式第 17 号の２注記表又はこれに準ずる書類	会計監査人設置会社のみ必要。
６６	選択提出		特定自主検査記録表 （新車購入時、新車リースの場合は、特定自主検査実施時期証明書）	審査基準日前１年の間に検査を実施していること。 ・機種が加点対象となるものであること。 ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。

６７	選択提出		移動式クレーン検査証	審査基準日が有効期間内であること。 つり上げ荷重が３トン以上であること。
６８	選択提出		自動車検査証	有効期間満了日が審査基準日以降であること。 大型ダンプ車については、経営する事業の種類として建設業を届け出ており、表示番号を取得し、最大積載量５トン以上又は車両総重量８トン以上であること。 ※自動車検査証では建設機械の所有を証することはできない。
６９	選択提出	所有の場合、いずれか選択 ※建設機械型番・製造車体番号が明確に記載されていること。	売買契約書	申請者が購入者となっている契約書。
７０	選択提出		建設機械打刻証明書 又は 建設機械打刻検認証明書	申請者が現在の所有者となっている場合に限る。
７１	選択提出		注文書、注文請書、購入依頼書など	申請者が申込者となっている書類に限る。
７２	選択提出		法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び 減価償却に係る明細表など	明細等で、１台ごとの建設機械が確認できること。
７３	選択提出		過去３年間の特定自主検査記録表	３年間の使用者が申請者である場合に限る。
７４	選択提出	リースの場合、いずれか選択	リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）	申請者が賃借人となっている契約書。 ・審査基準日から１年７ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること。
７５	選択提出		契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書	リース期間に関する記載があるものに限る。
７６	選択提出	新規掲載の建設機械がある場合に必要	建設機械の規格が確認できる書類 （カタログなど）	加点対象となる規格を満たしているかどうかを確認するため必要。（Ｐ６１参照） （上記６９～７５の提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。）
７７	選択提出		建設機械のリース契約に関する申出書	正副２部作成。 リース期間が、審査基準日から１年７ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合に作成する。
７８	選択提出		エコアクション２１により認証されていることを証する書面の写し	エコアクション２１の認証を受けていることを確認できる、一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」。

７９	選択提出		ＩＳＯ認証登録証明書及び付属書など	審査基準日において、ＩＳＯ９００１（品質管理）又は１４００１（環境管理）の認証を加点の要件を満たして受けている場合に必要。
８０	選択提出		継続雇用制度の対象者であることを証する書面	技術職員に高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合に必要。 常時 10 人以上労働者を使用する企業は、労働基準監督署の受付印がある就業規則を提出すること。 ・常勤性の書類は別途必要
８１	選択提出		経営事項審査対象建設業種に係る建設工事の工事経歴書	許可取得後、決算が到来する前に経営事項審査を初めて申請し、建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）を作成していない、もしくは、提出をしているが、経営事項審査を受けるための工事経歴書（Ｐ１０９参照）を作成していない場合に必要。
８２	選択提出		直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	経営事項審査を初めて申請し、建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）を作成していない場合に必要。
８３	選択提出		外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	正副２部作成。 外国子会社経審 左の認定書を有する建設業者は、経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書に当該認定書を添えて申請すること。

前年度に経営事項審査を受審していない、又は初めて経営事項審査を受審される方へ

初めて経営事項審査を申請される方は、上記の必要書類のうち、下記の書類については、審査対象事業年度に係るものに加え、前審査対象事業年度分のものが必要となります。

ただし、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（２０００２帳票）の計算基準区分で「２」（３年平均）を選択した場合は、前々審査対象事業年度分のものについても必要となりますので、ご注意ください。

１６　最初の許可通知書
※紛失等で最初の許可通知書が無い場合、最古の許可通知書をご提出ください。
２１　消費税の確定申告書の申請者控え
２２　消費税及び地方消費税の納税証明書【申請日前３か月以内に発行されたもの】
２４　建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）
２５　契約内容が確認できる書類

4　全般的な注意事項等

(1) 審査は郵送・電子のみです。申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方が申請してください。

(2) 申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。

(3) 申請書類受付後、内容確認等のため、県から電話あるいは文書で照会することがありますので、御協力ください。

(4) 千葉県では「経営事項審査における完成工事高と技術職員数値の相関分析」を行い、疑義業者として調査対象となった業者に対しては、追加の資料を提出していただいています。これらを提出できない場合にはその分を完成工事高から差し引く等の措置をとる場合がありますので、十分注意してください。
また、疑義がある場合には、立入検査や関係行政機関への照会等を実施します。

(5) 「経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001 帳票）」等の申請書等副本（申請者控）で県土整備部建設・不動産業課の受付印のあるもの及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」並びに「経営状況分析結果通知書」は、　公共工事発注機関に対して入札参加資格審査の申請をする際等にその写しの提出を求められることがありますので、大切に保管してください。

(6) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の紛失や汚損を理由とする再発行は行いません。もし、紛失等により、お手元にない場合、建設・不動産業課の控えを原本証明して　お渡しすることができます。詳細は千葉県ホームページ「経営事項審査結果通知書の原本証明について」をご覧ください。

(7) 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から 30 日以内に限り、再審査を申し立てることができます（ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりません。）。この申立てを行う方は、申立て方法についてお問い合わせください。

(8) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日から 120 日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。この申立てを行う方は、別に定める説明書を参照し、申立てを行ってください。

(9) 一の審査基準日について結果通知を受けた後に、経営規模等評価等対象建設業を追加するために同一の審査基準日について再度申請等を行いたい方（いわゆる業種追加申請を希望する方）は、本説明書「Ⅴ参考　業種追加申請について（８３項）」を参照の上申請を行ってください。

・問い合わせ先　千葉県県土整備部建設・不動産業課　℡043-223-3113

５　個別相談会

個々の申請者が申請を行うに当たって、説明書を読んでも不明な点がある場合は、下記により個別相談会を開催しますので御利用ください。（予約制）

開　催　日	場　　所	時　　間
千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページを御覧ください。	経営事項審査室 千葉市中央区市場町 1-1 （県庁南庁舎９階）	午前の部 午前 10 時～午前 11 時 午後の部 午後 1 時 30 分～午後 3 時

※　申請書類一式をできる限り準備の上、御参加ください。

※　個別相談会への参加を希望する方は、電話により受付の予約をしてください。（時間は午前又は午後のいずれかを選択できます。）

千葉県県土整備部　建設・不動産業課　　℡　043-223-3113

６　経営事項審査結果の公表について

(1) 千葉県知事許可業者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しは、建設・不動産業課で閲覧することができます。

(2) （一財）建設業情報管理センターのホームページで、全国の建設業者の経審結果を閲覧することができます。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

（一財）建設業情報管理センター
所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町１４－１ 住友生命日本橋大伝馬町ビル 5 階
電話番号：03-6661-6622、ホームページアドレス：https://www.ciic.or.jp/

７　虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分

(1) 経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります（建設業法第 50 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 4 号、第 53 条）。

ア　申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。

イ　審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。

(2) 申請書類に虚偽の記載をして提出した結果で得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります（建設業第 28 条第 1 項第 2 号、第 28 条第 3 項）。

Ⅲ　経営事項審査における
申請書類の作成方法
（千葉県知事許可業者）

Ⅲ　経営事項審査における申請書類の作成方法（千葉県知事許可業者）

1 経営規模等評価申請書･経営規模等評価再審査申立書･総合評定値請求書（20001 帳票）

【記載要領】

1　「経営規模等評価申請書
　経営規模等評価再審査申立書
　総合評定値請求書」、

「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
　建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
　建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。　」、

「　地方整備局長　「般
　北海道開発局長　、「国土交通大臣　及び　　については、不要のものを消すこと。
　　知事」　　知事」　　特」

2　「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の主たる営業所の所在地（及び登記上の本店の所在地）、商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を記載すること。

申請者の他に申請書又は建設業法施行規則第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状（作成に係る権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本を添付すること。

申請者の代理人（行政書士等）が書類提出手続を行う場合は、書類提出手続に係る委任状（書類提出手続を行う権限及び申請内容の補正を行う権限を有することを証する書面。**審査基準日を記載すること**。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本と、行政書士会への登録が確認できる書類(行政書士証票等)を提出すること。

申請者の代理人（行政書士等）が結果通知書を受領することを希望する場合は、結果通知書受領に係る委任状(結果通知書を受領する権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本を添付すること。また、結果通知書送付用封筒（日本工業規格長形 3 号。表側に代理人の住所氏名（敬称を付すこと。）を、裏側に申請者名及び許可番号を記載のこと。切手貼付不要。）を添付すること。

上記の委任状は、一部でこれを兼ねることができます。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲 建 設 工 業 □ □のように左詰めで記入すること。

5　0 2「申請時の許可番号」の欄の「大臣／知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（１）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　0 3「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

7　0 4「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（２）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和５年３月31日であれば、0 5年0 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

別表（２）

コード	処　理　の　種　類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

8　0 5「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申　請　等　の　種　類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9　0 6「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処　　理　　の　　種　　類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき （例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和4年3月31日）より前の日（令和3年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（２）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10　0 7「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11　0 8「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば、ギ又はパのように１文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12　0 9「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

（例　（株）甲建設
　　乙建設（有）　）

種　　類	略　　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

13　1 0「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。また、「・」や「、」は記入しないこと。

14　1 1「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場

合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。

15　1 2「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、36 ページの一覧表を参照し、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16　1 3　「主たる営業所の所在地」の欄には、15 により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。

17　1 4「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように記入すること。

18　1 5「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。（申請時に建設業許可が廃業等になっている業種、新規で建設業許可を申請中の業種については経審で申請することはできません。）

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル･れんが･ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19　1 6「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について 18 の表の(　)内に示された略号のカラムに「９」と記入すること。

20　1 7「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「１」又は「２」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば□,□ □ 1, 2 3 4,0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

21　1 8　「利益額（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22　1 9　「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23　2 0　「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（「経営状況分析結果通知書」の右上部に記載されているもの）を記入し、例えば0 0 0 0 0 1のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

24　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

25　本帳票２枚目の右下隅に、申請者の商号又は名称を記載すること。

市区町村コード表

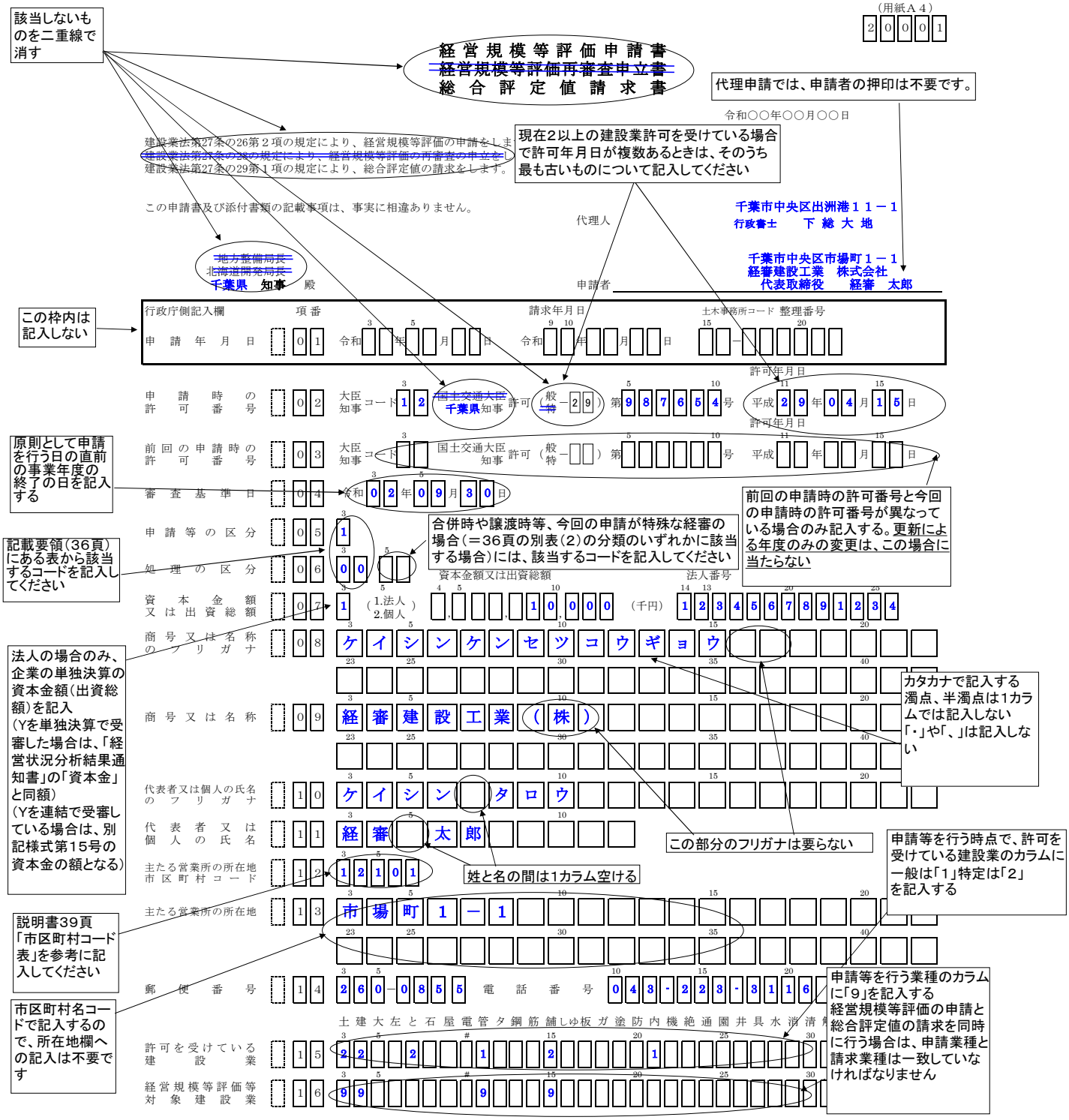
区　分	コード	区　分	コード	区　分	コード
千　葉　市		市　原　市	１２２１９	酒々井町	１２３２２
中　央　区	１２１０１	流　山　市	１２２２０	栄　町	１２３２９
花　見　川　区	１２１０２	八　千　代　市	１２２２１	香　取　郡	
稲　毛　区	１２１０３	我　孫　子　市	１２２２２	神　崎　町	１２３４２
若　葉　区	１２１０４	鴨　川　市	１２２２３	多　古　町	１２３４７
緑　区	１２１０５	鎌　ケ　谷　市	１２２２４	東　庄　町	１２３４９
美　浜　区	１２１０６	君　津　市	１２２２５	山　武　郡	
銚　子　市	１２２０２	富　津　市	１２２２６	九十九里町	１２４０３
市　川　市	１２２０３	浦　安　市	１２２２７	芝　山　町	１２４０９
船　橋　市	１２２０４	四　街　道　市	１２２２８	横芝光町	１２４１０
館　山　市	１２２０５	袖　ケ　浦　市	１２２２９	長　生　郡	
木　更　津　市	１２２０６	八　街　市	１２２３０	一　宮　町	１２４２１
松　戸　市	１２２０７	印　西　市	１２２３１	睦　沢　町	１２４２２
野　田　市	１２２０８	白　井　市	１２２３２	長　生　村	１２４２３
茂　原　市	１２２１０	富　里　市	１２２３３	白　子　町	１２４２４
成　田　市	１２２１１	南　房　総　市	１２２３４	長　柄　町	１２４２６
佐　倉　市	１２２１２	匝　瑳　市	１２２３５	長　南　町	１２４２７
東　金　市	１２２１３	香　取　市	１２２３６	夷　隅　郡	
旭　市	１２２１５	山　武　市	１２２３７	大多喜町	１２４４１
習　志　野　市	１２２１６	いすみ市	１２２３８	御　宿　町	１２４４３
柏　市	１２２１７	大網白里市	１２２３９	安　房　郡	
勝　浦　市	１２２１８	印　旛　郡		鋸　南　町	１２４６３

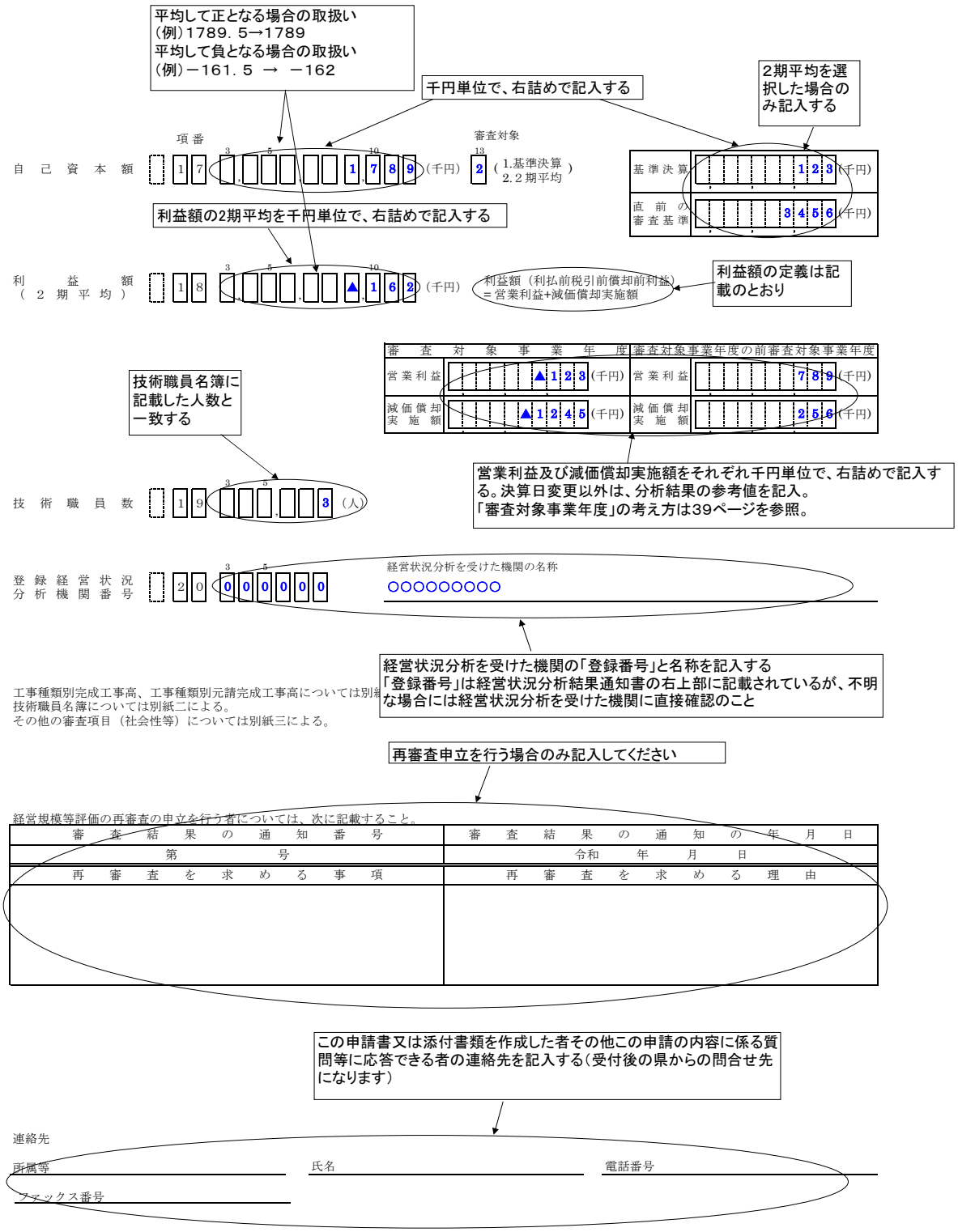
【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考ページ
１６	**必須**	建設業の許可通知書	１５
１７	**必須**	建設業許可申請書（表紙及び専任技術者一覧表）	１６
１８	**必須**	法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）	１６
１９	**選択**	法人番号指定通知書	１６
２０	**選択**	国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの	１６
２１	**必須**	消費税の確定申告書の申請者控	１６
２２	**必須**	消費税及び地方消費税の納税証明書 （様式：その１納税額等証明用）	１７
２３	**必須**	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	１７

様式第二十五号の十四の記載例





（決算期変更等の事情がある場合の記載例は千葉県ホームページに掲載しています。）

２　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）

【記載要領】

1　カラムに記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。

2　3 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1)12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合

自令和04年04月　～　至令和05年03月

(2)６か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合

自令和04年04月　～　至令和05年03月

(3)商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和04年04月　～　至令和05年03月

（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和04年01月　～　至令和04年12月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和04年10月　～　至令和05年03月

(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和5年3月31日）より前の日（令和4年11月1日）に申請するとき

自令和04年10月　～　至令和00年00月

3　3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を２の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前２年の各審査対象事業年度の期間を２の例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

4　3 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない

場合においてはカラムに「０」を記入すること。同様に、**「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。**

「完成工事高」の欄は、3 1で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

完成工事高及び元請完成工事高は、消費税課税期間にあっては消費税抜きの額を記載し、消費税免税期間にあっては消費税込みの額を記載すること。

ひとつの請負契約に係る建設工事の完成工事高をふたつ以上の工事の種類に分割又は重複計上しないこと。

完成工事高及び元請完成工事高に兼業事業売上高を含めないこと。（103ページ参照）

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができる。例えば、土木一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る。）、舗装、水道施設の各工事業である。建築一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る。）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体の各工事業である。

一式工事業以外の建設業を申請する場合においては、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができる。例えば、電気工事業と電気通信工事業、管工事業と水道施設工事業、管工事業と消防施設工事業、とび工事業と石工事業などの関係がこれに相当する。（詳細についてはⅤ参考　４完成工事高積み上げ申請について（99～101ページ）を参照。）

上記のとおり一の建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請を完成工事高積み上げ申請という。これを行う場合、工事種類別完成工事高付表を作成すること。（43ページ参照。）

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書を有する建設業者は、認定書の数値と申請者の工事種類別完成工事高を合算した額を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

5　3 3「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

なお、「その他工事」に実績がない場合は、完成工事高に「０」を記入すること。

6　3 4「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2及び3 3に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7　この表は審査対象建設業に係る４のコード表中の工事の種類４つごとに作成すること。この場合、3 1の各カラムは最初の用紙のみに記入し、3 3「その他工事」の欄及び3 4「合計」の欄は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後ＶＥ(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□,□ □ 1,2 3 4,0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考ページ
２３	**必須提出**	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	１７
２４	**必須提出**	建設業許可に係る決算変更届出書	１７
２５	**必須提出**	契約内容が確認できる書類	１８
８１	選択提出	経営事項審査対象建設業に係る建設工事の工事経歴書	２７
８２	選択提出	直前３年の各事業年度における工事施工金額	２７
８３	選択提出	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	２７

別紙一（工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高）の記載例（令和3年9月30日の例）

『2年平均』『3年平均』の選択については、全申請業種が選択した年数での計算となる。
そのため、記載例のように、「土木一式は完成工事高が上がるが、舗装は下がる」ということが発生する。選択の際は注意すること。

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 2

年及び月をそれぞれ記入する
2枚以上になる場合は、最初の用紙にのみ記入する

2年平均は「1」
3年平均は「2」
なので注意

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 3 0年 1 0月 至 0 2年 0 9月	自 0 2年 1 0月 至 0 3年 0 9月	2（1.2年平均 2.3年平均）

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	01年 10月～02年 9月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	30年 10月～01年 9月

3年平均で申請を行う場合は、下の2段（年）の合計を2で除した数値を記入する
端数は切り捨てる

申請を行う業種についてのみ記入する

記載要領のコード表（43頁）より記入する
なお、「土木一式」を申請等する場合はその次の段に「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物」を、「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」を申請等する場合はその次の段に「法面処理」を、「鋼構造物」を申請等する場合はその次の段に「鋼橋上部」を、実績がゼロであっても、必ず記入する

業種コード	工事の種類	完成工事高（千円） 審査対象事業年度	完成工事高（千円） 前審査対象事業年度	元請完成工事高（千円） 審査対象事業年度	元請完成工事高（千円） 前審査対象事業年度
3 2 0 1 0	土木一式 工事	5,699	12,202	5,699	12,202
3 2 0 1 1	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ 構造物工事	0	0	0	0
3 2 1 3 0	舗装 工事	7,809	3,401	3,120	1,200
3 2	工事				
3 3	その他 工事	1,217	0	0	0
3 4	合 計	15,163	11,110	15,772	15,303

金額は千円単位で右詰めで記入する

申請等を行う建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入する。
0円の場合は、「0」を記入すること。

2枚以上になる場合は、最終の用紙に記入する

011「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物」、051「法面処理」、111「鋼橋上部」に記入した完成工事高は、内訳表示なので、合計には含まれない

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

該当する方にマルを付ける
2枚以上になる場合でも全ての用紙で選択する

注意事項
・各「審査対象事業年度」は原則としてそれぞれ１２ヶ月間となります。（39ページ記載要領参照。）
・完成工事高は、各「審査対象事業年度」に対応する額を記入してください。
・決算期変更等の理由により「事業年度」と「審査対象事業年度」の期間が合致しない場合は、各「事業年度」の完成工事高を基に各「審査対象事業年度」に対応する完成工事高を算出するまでの計算過程を余白等に記入してください。（「審査対象事業年度」間に跨る「事業年度」の完成工事高については月単位で按分計算のこと。）

（決算期変更等の事情がある場合の記載例は本説明書「Ｖ参考　２決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について」（８５～９０ページ）を参照）

３　工事種類別完成工事高付表の記載例（３年平均の場合）
※２年平均の場合は２年分のみ

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
（審査対象事業年度） 令和０２年１０月～令和０３年０９月 土木一式工事　15,000千円 うち元請　11,000千円	土木一式工事　10,000千円 うち元請　10,000千円 とび・土工・コンクリート工事　5,000千円 うち元請　1,000千円
（前審査対象事業年度） 令和０１年１０月～令和０２年０９月 土木一式工事　12,000千円 うち元請　12,000千円	土木一式工事　12,000千円 うち元請　12,000千円 とび・土工・コンクリート工事　0千円 うち元請　0千円
（前々審査対象事業年度） 平成３０年１０月～令和０１年０９月 土木一式工事　0千円 うち元請　0千円	土木一式工事　0千円 うち元請　0千円 とび・土工・コンクリート工事　0千円 うち元請　0千円

積み上げ後の完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。
各審査対象事業年度の期間も記入する。

左に含める完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。

積み上げする完成工事高が０であっても、業種・完成工事高ともに記載すること。（合計額が０でも記載）

積み上げ工種は全年統一すること。

記入をお忘れなく！

申請者　　○○○（株）

（積み上げ申請については、99～101ページを参照のこと。）
（決算期変更等の事情がある場合の記載例は本説明書「Ⅴ参考　２決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について」（85ページ）を参照）
（当該事業年度に完成工事高が無くても積み上げ申請をする場合は提出が必要です。）

4　技術職員名簿（20005 帳票）

【記載要領】

1　この名簿は、審査基準日以前６ケ月を超える期間在籍する技術職員（建設業法施行規則第 18 条の３第２項第１号又は第２号に該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２つまでとする。

また、技術職員名簿は生年月日の遅い者から順に記載し、生年月日が同日の場合は氏名の五十音順に記入すること。

※申請業種ではない業種コードを記入しても加算されないので留意すること。

また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入しないこと。

2　カラムに記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。

3　8 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が３枚目であれば0 0 3、12 枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

4　「新規掲載者」の欄は、前審査基準日までの技術職員名簿に記載の無かった技術職員に○を記入すること。前審査基準日に経営事項審査を受けていない場合は、審査基準日から遡って一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者に○を記入すること。

5　「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。なお、「年齢の計算に関する法律」に基づき、誕生日の前日に満年齢が上がることとする。

6　「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

7　「有資格区分コード」の欄は、審査基準日時点において技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて４９～５２ページの一覧表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

8　「講習受講」の欄は、法第 15 条第２号イに該当する者が、審査基準日時点において建設業法第 27 条の 18 第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第 26 条の６から第 26 条の８までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（又は平成 16 年２月 29 日以前の指定講習（平成 17 年３月１日改正前の建設業法第 27 条の 18 第４項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。以下同じ。））の有効期間内に審査基準日が含まれる場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

9　「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第 27 条の 18 第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。(審査基準日時点の状況に基づき記載すること。)

10　「ＣＰＤ単位取得数」の欄は、各技術者がＣＰＤ認定団体によって認定された単位数を、ＣＰＤ認定団体ごとの定数で除し、30 を乗じた数を記載すること。※詳細は６８ページを参照

11　本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。（２枚以上の場合も全てに記入。）

注　　意

1　経営事項審査では、職員の常勤性を、①健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）の加入状況等、②賃金の支給状況の組み合わせで確認します。

なお、上記で確認の取れる者であっても、以下の者は常勤の職員として該当しないこととなりますので、御注意ください。

（1）　パート、アルバイトなど期間を定めて雇用されている者

（2）　農閑期における農家からの出稼ぎの者など季節的に雇用されている者

2　技術者が高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者の場合、雇用期間が限定されていても、証明する書類の提出により認めるものとする。

3　他社からの出向職員については、出向協定書（基本協定及び出向命令書（期間記載のもの）、社会保険被保険者標準報酬決定通知書等及び源泉徴収簿により常勤性を確認します。

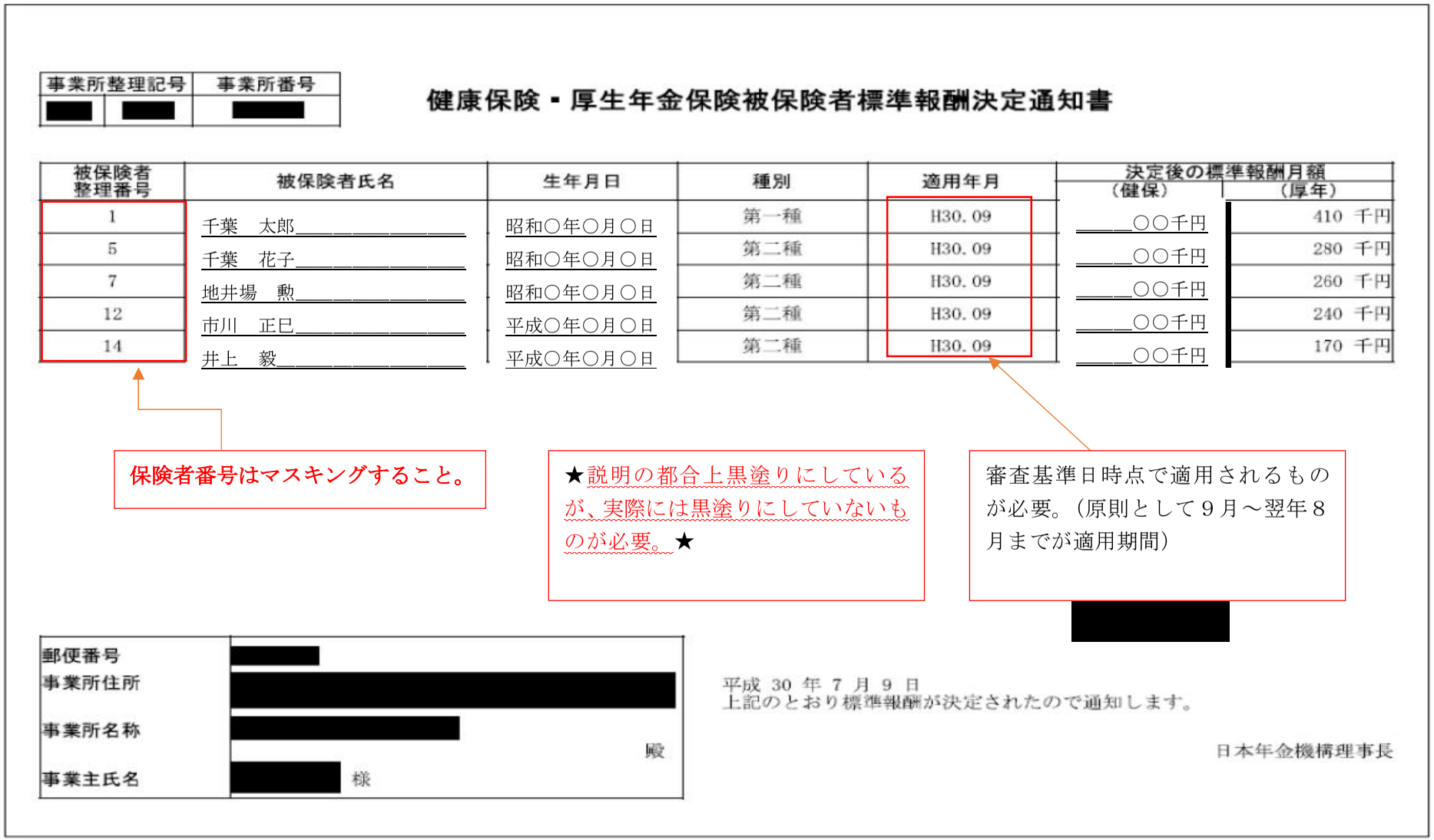
4　社会保険の被扶養者の方は技術職員名簿に記載することはできません。

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考ページ
２３	**必須提出**	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	１７
２６	**必須提出**	技術職員の資格を証する書類	１９
２７	選択提出	技術職員の生年月日を証する書類	２０
２８	**必須提出**	給与所得の源泉徴収簿（個人事業主の場合は、青色・白色申告決算書）	２０
２９～３１	選択提出	健康保険及び厚生年金保険加入の場合、いずれか選択	２０
３２	選択提出	住民税特別徴収税額通知書	２０
８０	選択提出	継続雇用制度の対象者であることを証する書類	２７

（参考）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書



事業所整理記号	事業所番号
[redacted]	[redacted]

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額（健保）	決定後の標準報酬月額（厚年）
1	千葉　太郎	昭和○年○月○日	第一種	H30. 09	○○千円	410 千円
5	千葉　花子	昭和○年○月○日	第二種	H30. 09	○○千円	280 千円
7	地井場　勲	昭和○年○月○日	第二種	H30. 09	○○千円	260 千円
12	市川　正巳	平成○年○月○日	第二種	H30. 09	○○千円	240 千円
14	井上　毅	平成○年○月○日	第二種	H30. 09	○○千円	170 千円

保険者番号はマスキングすること。

★説明の都合上黒塗りにしているが、実際には黒塗りにしていないものが必要。★

審査基準日時点で適用されるものが必要。（原則として９月～翌年８月までが適用期間）

[redacted]

郵便番号	[redacted]
事業所住所	[redacted]
事業所名称	[redacted] 殿
事業主氏名	[redacted] 様

平成 30 年 7 月 9 日
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事長

（　参　考　）

建設業法第７条第２号

イ　学校教育法に基づく学校（大学、高等専門学校、高等学校）の指定学科を卒業した後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学３年、高専３年、高校５年）以上の実務経験を有する者（下表参照）　⇒コード番号００１

ロ　いずれかの建設工事に関し、１０年以上の実務経験を有する者　⇒コード番号００２

ハ　一定の資格（建築士、土木施工管理技士等）を有する者

建設業法第１５条第２号

イ　国土交通大臣が定めた検定等に合格した者又は免許を有する者

ロ　建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者のうち、元請で 4,500 万円以上の工事に関して、２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

ハ　国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有すると認定した者

⇒イと同等はコード番号００３

ロと同等はコード番号００４

（建設業法第７条第２号イに該当する技術者とは、下記Ｂの学科を卒業後Ａの工事業の実務経験が大学で３年、高専で３年、高校で５年以上ある者をいいます。）

A	B
土木工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
舗装工事業	
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科
大工工事業	
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科
とび・土工工事業	
石工事業	
屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
水道施設工事業	
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

注　　意

・建設業法第７条第２号イに該当する技術者については、該当する学校の指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）（写し可）を提出してください。

・有資格者区分コード０９９（例：学校教育法による所定学科を修めて専門学校を卒業後、専門学校（１年制）にあっては５年以上、専門学校（２年制以上）にあっては３年以上、評価を受けようとしている建設業に関する実務の経験をしている者）を使用する場合は、「００１及び００２資格の技術職員名簿一覧表」に記載するのではなく、実務経験証明書（建設業法施行規則別記様式第９号）を作成してください。なお、専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書の提出が必要です。

・実務経験の緩和措置を適用する場合の有資格者区分コードは０９９となります。

技術職員コード表

（◎は５点（ただし、監理受講者（※１）は６点）　○は２点　△は１点）●は「注意」を参照すること。

	コード	技術職員区分			資格区分		建設業の種類																																
		１級	２級	その他	〔資格取得後に必要な実務経験年数〕		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
	００１			○	法第７条第２号イ該当（指定学科卒業後３又は５年の実務経験）		△																																
	００２			○	法第７条第２号ロ該当（１０年の実務経験）		△																																
	００３			○	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）大臣認定者		△																																
	００４			○	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）大臣認定者		△																																
	００５	○			監理技術者補佐（１級技士補）※4		４点　※合格を証明する書面に記載の業種のみ																																
建設業法	１１１	○			１級建設機械施工技士		◎				◎									◎																			
	２１２		○		２級建設機械施工技士（第１種～第６種）		○				○									○																			
	１１３	○			１級土木施工管理技士		◎				◎	◎					◎			◎	◎			◎									◎					●	
				○		〔３年〕				△			△			△		△						△			△			△				△					
	１１Ｈ			○	１級土木施工管理技士補	〔３年〕				△	△	△	△			△		△		△		△		△	△			△			△			△	△				
	２１４		○		２級土木施工管理技士	種別 土木	○				○	○					○		○	○													○				●		
				○		〔５年〕				△			△			△		△						△	△			△			△				△				
	２１Ｊ			○	２級土木施工管理技士補	種別 土木 〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△		△		△	△			△			△			△	△				
	２１５		○		２級土木施工管理技士	種別 鋼構造物塗装																		○															
				○		〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△				△			△			△		△		△	△				
	２１Ｋ			○	２級土木施工管理技士補	種別 鋼構造物塗装 〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△		△	△			△			△		△		△	△					
	２１６		○		２級土木施工管理技士	種別 薬液注入					○																												
				○		〔５年〕				△		△	△			△		△		△		△	△			△			△		△		△	△					
	２１Ｌ			○	２級土木施工管理技士補	種別 薬液注入 〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△		△	△			△			△		△		△	△					
	１２０	○			１級建築施工管理技士			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎				●		
				○		〔３年〕																				△							△	△	△				
	１２Ｃ			○	１級建築施工管理技士補	〔３年〕			△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△				
	２２１		○		２級建築施工管理技士	種別 建築		○																													●		
				○		〔５年〕			△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△						
	２２２		○			種別 躯体			○		○					○	○	○																		●			
				○		〔５年〕				△		△	△								△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△						
	２２３		○			種別 仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○			○									
				○		〔５年〕					△							△							△		△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	２２Ｄ			○	２級建築施工管理技士補	〔５年〕			△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△				
	１２７	○			１級電気工事施工管理技士									◎																									
				○		〔３年〕																				△							△						
	１２Ｅ			○	１級電気工事施工管理技士補	〔３年〕																				△							△						
	２２８		○		２級電気工事施工管理技士									○																									
				○		〔５年〕																				△							△						
	２２Ｆ			○	２級電気工事施工管理技士補	〔５年〕																				△							△						
	１２９	○			１級管工事施工管理技士										◎																								
				○		〔３年〕												△			△	△				△	△			△	△	△	△	△	△				
	１２Ｇ			○	１級管工事施工管理技士補	〔３年〕												△			△	△				△	△			△	△	△	△	△	△				
	２３０		○		２級管工事施工管理技士										○																								
				○		〔５年〕												△			△	△				△	△			△	△	△	△	△	△				
	２３Ａ			○	２級管工事施工管理技士補	〔５年〕												△			△	△				△	△			△	△	△	△	△	△				
	１３１	○			１級電気通信工事施工管理技士																							◎											
	２３２		○		２級電気通信工事施工管理技士																							○											
	１３３	○			１級造園施工管理技士																								◎										
				○		〔３年〕				△	△	△	△			△		△		△		△	△			△		△		△	△	△	△	△	△				
	１３Ｄ			○	１級造園施工管理技士補	〔３年〕				△	△	△	△			△		△		△		△	△			△		△		△	△	△	△	△	△				
	２３４		○		２級造園施工管理技士																								○										
				○		〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△		△	△			△		△		△	△	△	△	△	△				
	２３Ｅ			○	２級造園施工管理技士補	〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△		△	△			△		△		△	△	△	△	△	△				
建築士法	１３７	○			１級建築士				◎	◎				◎			◎	◎								◎													
	２３８		○		２級建築士				○	○				○			○									○													
	２３９		○		木造建築士					○																													
技術士法	１４１	○			建設・総合技術監理（建設）		◎				◎			◎						◎	◎										◎						●		
	１４２	○			建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		◎				◎			◎			◎			◎	◎										◎						●		
	１４３	○			農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		◎				◎																												
	１４４	○			電気電子・総合技術監理（電気電子）									◎															◎										
	１４５	○			機械・総合技術監理（機械）																						◎												
	１４６	○			機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										◎												◎												
	１４７	○			水道・総合技術監理（水道）										◎																		◎						
	１４８	○			上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										◎																◎		◎						
	１４９	○			水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		◎				◎									◎																			
	１５０	○			森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																										◎								
	１５１	○			森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		◎				◎																				◎								
	１５２	○			衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										◎																								
	１５３	○			衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										◎																		◎						
	１５４	○			衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）										◎																		◎		◎				

	コード	技術職員区分			資格区分	建設業の種類																													
		1級	2級	その他	〔資格取得後に必要な実務経験年数〕	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
電気工事士法 電気事業法	１５５		○		第１種電気工事士								○																						
	２５６			○	第２種電気工事士 〔３年〕								△																						
	２５８			○	電気主任技術者（第１種～第３種） 〔５年〕								△																						
電機通信事業法（資格者証）	２５９			○	電気通信主任技術者 〔５年〕																					△									
	２３５			○	工事担任者 ※5 〔３年〕																					△									
水道法	２６５			○	給水装置工事主任技術者 〔１年〕									△																					
消防法	１６８		○		甲種消防設備士																											○			
	１６９		○		乙種消防設備士																											○			
職業能力開発促進法	１７１		○		建築大工（１級）			○																											
	２７１			○	建築大工（２級） 〔３年〕※２			△																											
	１６４		○		型枠施工（１級）			○		○																									
	２６４			○	型枠施工（２級） 〔３年〕※２			△		△																									
	１７２		○		左官（１級）				○																										
	２７２			○	左官（２級） 〔３年〕※２				△																										
	１５７		○		とび・とび工（１級）					○																								●	
	２５７			○	とび・とび工（２級） 〔３年〕※２					△																								▲	
	１７３		○		コンクリート圧送施工（１級）					○																									
	２７３			○	コンクリート圧送施工（２級） 〔３年〕※２					△																									
	１６６		○		ウェルポイント施工（１級）					○																									
	２６６			○	ウェルポイント施工（２級） 〔３年〕※２					△																									
	１７４		○		空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工（１級）									○																					
	２７４			○	空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工（２級） 〔３年〕※２									△																					
	１７５		○		給排水衛生設備配管（１級）									○																					
	２７５			○	給排水衛生設備配管（２級） 〔３年〕※２									△																					
	１７６		○		配管・配管工（１級）									○																					
	２７６			○	配管・配管工（２級） 〔３年〕※２									△																					
	１７０		○		建築板金「ダクト板金作業」（１級）							○		○						○															
	２７０			○	建築板金「ダクト板金作業」（２級） 〔３年〕※２							△		△						△															
	１７７		○		タイル張り・タイル張り工（１級）										○																				
	２７７			○	タイル張り・タイル張り工（２級） 〔３年〕※２										△																				
	１７８		○		築炉・築炉工・れんが積み（１級）										○																				
	２７８			○	築炉・築炉工・れんが積み（２級） 〔３年〕※２										△																				
	１７９		○		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）						○				○																				
	２７９			○	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（２級） 〔３年〕※２						△				△																				
	１８０		○		石工・石材施工・石積み（１級）						○																								
	２８０			○	石工・石材施工・石積み（２級） 〔３年〕※２						△																								
	１８１		○		鉄工・製繊（１級）											○																			
	２８１			○	鉄工・製繊（２級） 〔３年〕※２											△																			
	１８２		○		鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）												○																		
	２８２			○	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級） 〔３年〕※２												△																		
	１８３		○		工場板金（１級）															○															
	２８３			○	工場板金（２級） 〔３年〕※２															△															
	１８４		○		板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級）							○								○															
	２８４			○	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（２級 〔３年〕※２							△								△															
	１８５		○		板金・板金工・打出し板金（１級）															○															
	２８５			○	板金・板金工・打出し板金（２級） 〔３年〕※２															△															
	１８６		○		かわらぶき・スレート施工（１級）							○																							
	２８６			○	かわらぶき・スレート施工（２級） 〔３年〕※２							△																							
	１８７		○		ガラス施工（１級）																○														
	２８７			○	ガラス施工（２級） 〔３年〕※２																△														
	１８８		○		塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）																	○													
	２８８			○	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級） 〔３年〕※２																	△													
	１８９		○		建築塗装・建築塗装工（１級）																	○													
	２８９			○	建築塗装・建築塗装工（２級） 〔３年〕※２																	△													
	１９０		○		金属塗装・金属塗装工（１級）																	○													
	２９０			○	金属塗装・金属塗装工（２級） 〔３年〕※２																	△													
	１９１		○		噴霧塗装（１級）																	○													
	２９１			○	噴霧塗装（２級） 〔３年〕※２																	△													
	１６７		○		路面標示施工																	○													
	１９２		○		畳製作・畳工（１級）																			○											
	２９２			○	畳製作・畳工（２級） 〔３年〕※２																			△											
	１９３		○		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）																			○											
	２９３			○	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級） 〔３年〕※２																			△											
	１９４		○		熱絶縁施工（１級）																				○										
	２９４			○	熱絶縁施工（２級） 〔３年〕※２																				△										

	コード	技術職員区分			資格区分	建設業の種類																													
		１級	２級	その他	〔資格取得後に必要な実務経験年数〕	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
開発促進法 職業能力	１９５		○		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）																								○						
	２９５			○	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）〔３年〕※２																								△						
	１９６		○		造園（１級）																						○								
	２９６			○	造園（２級）〔３年〕※２																						△								
	１９７		○		防水施工（１級）																	○													
	２９７			○	防水施工（２級）〔３年〕※２																	△													
	１９８		○		さく井（１級）																								○						
	２９８			○	さく井（２級）〔３年〕※２																								△						
	０６１			○	地すべり防止工事士〔１年〕					△																			△						
	０４０		○		基礎ぐい工事					○																									
	０６２			○	建築設備士〔１年〕								△	△																					
	０６３			○	１級計装士〔１年〕								△	△																					
	０６０		○		解体工事																													○	
	０６４	基幹技能者			基幹技能者 ※3	３点																													
	７０３	建設キャリアアップシステム			能力評価基準においてレベル３と判定された技能者	２点（水道施設工事・清掃施設工事を除く）																													
	７０４	建設キャリアアップシステム			能力評価基準においてレベル４と判定された技能者	３点（水道施設工事・清掃施設工事を除く）																													
	０９９			○	その他	△																													

注意

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

上記に該当する技術者については、合格後の必要な実務経験の年数を証する実務経験証明書の提出が必要である。

●、▲「解」については、平成２８年度以降の合格者か解体工事の実務経験１年以上または登録解体講習受講が必要である。点数については、他の業種と同等である。

※１　監理受講者とは、監理技術者資格者証の交付を受けている者（講習を受講し、その有効期間内に基準日が含まれるものに限る。）をいう。
　　なお、加点対象者は１級国家資格者相当（法第15条第2号イに該当する者）の監理技術者であり、それ以外の監理技術者（大臣認定等）は対象外とする。

※２　平成１５年度以前に２級の技能検定に合格した者については、従前のとおり実務経験年数は１年以上である。

※３　平成20年4月1日以降国土交通大臣に登録された機関が実施する基幹技能講習の修了者をいう。

※４　監理技術者補佐（1級技士補）については、次のいずれかが必要。
①１次検定の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証(前回経審で確認できる場合は不要)②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料

※５　電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和３年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第１級アナログ通信及び第１級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の公布を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、３年以上の実務経験を有する者。

コード	資　　格　　区　　分
301	土木工事業について１級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業　　〃
303	大工工事業　　〃
304	左官工事業　　〃
305	とび・土工工事業　　〃
306	石工事業　　〃
307	屋根工事業　　〃
308	電気工事業　　〃
309	管工事業　　〃
310	タイル・れんが・ブロック工事業　　〃
311	鋼構造物工事業　　〃
312	鉄筋工事業　　〃
313	舗装工事業　　〃
314	しゆんせつ工事業　　〃
315	板金工事業　　〃
316	ガラス工事業　　〃
317	塗装工事業　　〃
318	防水工事業　　〃
319	内装仕上工事業　　〃
320	機械器具設置工事業　　〃
321	熱絶縁工事業　　〃
322	電気通信工事業　　〃
323	造園工事業　　〃
324	さく井工事業　　〃
325	建具工事業　　〃
326	水道施設工事業　　〃
327	消防施設工事業　　〃
328	清掃施設工事業　　〃
329	解体行事業　　〃

コード	資　　格　　区　　分
401	土木工事業について２級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業　　〃
403	大工工事業　　〃
404	左官工事業　　〃
405	とび・土工工事業　　〃
406	石工事業　　〃
407	屋根工事業　　〃
408	電気工事業　　〃
409	管工事業　　〃
410	タイル・れんが・プロツック工事業　　〃
411	鋼構造物工事業　　〃
412	鉄筋工事業　　〃
413	舗装工事業　　〃
414	しゆんせつ工事業　　〃
415	板金工事業　　〃
416	ガラス工事業　　〃
417	塗装工事業　　〃
418	防水工事業　　〃
419	内装仕上工事業　　〃
420	機械器具設置工事業　　〃
421	熱絶縁工事業　　〃
422	電気通信工事業　　〃
423	造園工事業　　〃
424	さく井工事業　　〃
425	建具工事業　　〃
426	水道施設工事業　　〃
427	消防施設工事業　　〃
428	清掃施設工事業　　〃
429	解体行事業　　〃

コード	資　　格　　区　　分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業　　〃
503	大工工事業　　〃
504	左官工事業　　〃
505	とび・土工工事業　　〃
506	石工事業　　〃
507	屋根工事業　　〃
508	電気工事業　　〃
509	管工事業　　〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業　　〃
511	鋼構造物工事業　　〃
512	鉄筋工事業　　〃
513	舗装工事業　　〃
514	しゆんせつ工事業　　〃
515	板金工事業　　〃
516	ガラス工事業　　〃
517	塗装工事業　　〃
518	防水工事業　　〃
519	内装仕上工事業　　〃
520	機械器具設置工事業　　〃
521	熱絶縁工事業　　〃
522	電気通信工事業　　〃
523	造園工事業　　〃
524	さく井工事業　　〃
525	建具工事業　　〃
526	水道施設工事業　　〃
527	消防施設工事業　　〃
528	清掃施設工事業　　〃
529	解体行事業　　〃

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

１級技術者…法第15条第２号イに該当する者

２級技術者…法第27条第１項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第７条第２号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて１級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号ハに該当する者で１級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び２級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の３第２項第２号の登録を受けた講習を終了した者で１級技術者以外の者

別紙二（技術職員名簿）の記載例

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 5

技術者は生年月日の遅い者順に記入

ページ数を記入する
技術者数が多く2枚目以上に渡る場合は2枚目以降は「002」、「003」･･･と記入する

技　術　職　員　名　簿

頁数　項番 8 1　0 0 1 頁

通番	新規採用者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉　一郎	昭和63年10月1日	34	01	113	1	13	113	1	第00000000000001号	0
2	○	船橋　太郎	昭和59年10月2日	37	01	002	2					5
3		松戸　五郎	昭和25年3月2日	72	01	214	2	09	129	1	第000122300001号	6
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

審査基準日時点の満年齢を記入
「年齢の計算に関する法律」により、誕生日の前日に一歳年をとると考える
審査基準日：令和4年9月30日の場合
昭和63年10月1日生→9月30日に34歳になる→34歳と記入
昭和59年10月2日生→10月1日に38歳になる→37歳と記

監理技術者資格者証の交付番号を記入する
審査基準日時点において、有効期限を経過している場合又は所属建設業者の欄が申請建設業者名と一致していない場合は記載不可

以下にあてはまる技術職員につき○を記入する

前審査基準日までの技術職員名簿に記載のない者
又は
審査基準日前一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者

技術職員１人につき2業種のみ申請可

（2業種の考え方）
- 1資格から2業種選択でもOK
 例：土木施工管理技士→土木・ほ装
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- 2資格から1業種ずつ選択でもOK
 例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築

※1業種につき1資格のみ申請可
- 1つの業種に対し、2つの資格を申請することは不可。
 例：電気→電気施工管理技士　○
 電気→電気施工管理技士・電気工事士　×

※この名簿に記入した技術者の人数は、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001帳票）の項番19に記入した技術職員数と必ず一致していなければなりません

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
① 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
② 建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けていること
③ 建設業法第26条の6から8の規定による講習の有効期間に基準日が含まれること

「CPD単位取得数」欄について
技術職員が基準日以前1年間の間に、CPD認定団体によって認定された単位数を、CPD認定団体ごとの定数で除し、30を乗じた数値を記載してください。（小数点以下切り捨て）
※記載できるのは、いずれかの一団体分のみ
※計算の結果記載する単位数は各技術者ごとに上限30とし、30を超えた場合は30とする。
★計算方法の詳細は68ページをご覧ください。

業種コードが経審申請業種でない場合は加点の対象となりません
また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入できません

記入をお忘れなく！

申請者　経審建設工業（株）

５　その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

【記載要領】・・・必要書類の□番号は、「必要な書類一覧」（１４ページ～）の番号です。

1　カラムに記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。

2　4 1 **「建設業退職金共済制度加入の有無」**

審査基準日において、勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

特定業種退職金共済契約を締結していても、これを履行していないため、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から加入・履行証明書が発行されない場合は、「２」を記入すること。

必要書類：　３３　勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の発行する加入・履行証明書（経営事項審査申請用に限る。）により確認します。
☆独立行政法人勤労者退職金共済機構建退共千葉県支部　℡０４３－２４６－７３７９

3　4 2 **「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」**

①　審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。(退職金規定の中で建退共、中退共からの支給は不可)

※退職一時金制度は全ての職員を対象としている必要があり、一部の職員のみが対象となっているものは加点対象になりません。

※就業規則で建退共、中退共からの支給となっているものは不可。また、下記の例のように、建退共、中退共の支給と自社の支給が混在しているものも不可。

（例１）一部の職員は建退共の支給のみで、残りの職員は自社の原資による支給

（例２）条件を満たした職員は建退共の支給のみ、残りの職員は自社の原資による支給

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること（中小企業退職金共済など）。

(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

※（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）の「小規模企業共済」は対象外です。

必要書類：３４（１）にあっては、労働協約、就業規則若しくは退職金規則（常時 10 人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの）により確認します。

３５（２）及び（３）にあっては、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書又は共済契約書により確認します。

３６（４）にあっては、厚生年金基金の発行する加入証明書により確認します。

３７（５）にあっては、適格退職年金の契約書により確認します。

３８（６）にあっては、企業年金基金の発行する加入証明書（基金型企業年金の場合）、資産管理運用機関の発行する加入証明書（規約型企業年金の場合）により確認

します。

３９（７）にあっては、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書により確認します。

4　４３「法定外労働災害補償制度加入の有無」

（１）　審査基準日において、

労働（労働災害補償）保険（いわゆる政府労災保険）に加入していて（適用除外の場合、特別加入に入っていることが必要）、かつ、

・（公財）建設業福祉共済団
・（一社）全国建設業労災互助会
・全日本火災共済協同組合連合会
・（一社）全国労働保険事務組合連合会
・民間保険会社等
・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき共済事業を行うもの

との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

なお、この法定外労働災害補償制度の要件としては、次の４つの要件を満たしていることが必要である。

①　業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象としていること。
②　直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを保険給付の対象としていること。（従って、記名式の制度はこの要件を満たさない。）
③　少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第１級から第７級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。
④　共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場の災害を保険給付の対象としていること。（工事現場ごとに加入する制度はこの要件を満たさない。）

また、いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりませんが、実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。

※上記４要件が明確に記載されている必要があります。（他の文言等で推測できる等は不可）

必要書類：　次により確認します。

○　（公財）建設業福祉共済団　⇒４０　建設労災補償共済制度加入証明書
○　（一社）全国建設業労災互助会　⇒４１　全国建設業労災互助会加入証明書
○　全日本火災共済協同組合連合会　⇒４２　労働災害補償共済契約加入者証書
○　（一社）全国労働保険事務組合連合会　⇒４３　労保連労働災害共済加入証明書
○　保険会社　⇒４４　前記①から④の要件が確認できる保険証券又は加入証明書
○　建設業者団体等　⇒４５　建設業者団体等（民法 34 条の公益法人であるものに限る。）が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険制度への加入を証明する書類（申請者の名称が確認できるもの。）で、前記①から④の要件を確認できるもの。
○　中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うもの　⇒前記①から④の要件が確認できる保険証券又は加入証明書
※　審査基準日現在の加入状況を確認しますので、証書や証明書は期間に審査基準日が入っているものをお持ちください。

5　4 4「若年技術者の継続的な育成及び確保」

4 4「若年技術者の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において満 35 歳未満（※35 歳は含まない）の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上である場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入すること。

「技術職員数」の欄には、様式第 25 号の 11 別紙２の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し記載すること。この「若年技術職員の割合」が 15%以上であれば「１」を、15%未満であれば「２」を記入する。

6　4 5「新規若年技術職員の育成及び確保」

4 5「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員のうち、審査基準日 1 年以内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の１%以上である場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入すること。

「新規若年技術職員数」の欄には、様式第 25 号の 11 別紙 2 の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、かつ、審査基準日において満 35 歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には、「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。この「新規若年技術職員数の割合」が 1%以上であれば「１」を、1%未満であれば「２」を記入する。

7　4 6「ＣＰＤ単位取得数・技術者数」

4 6 「ＣＰＤ単位取得数」は別紙二「技術職員名簿」に記載した各技術者ごとのＣＰＤ単位数及び別紙様式第４号「ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者（２級技士補等）のＣＰＤ単位数の合計を記載すること。なお、記載するＣＰＤ単位数は各技術者が認定されたＣＰＤ単位数をＣＰＤ認定機関の定数で除し、３０を乗じた数字とする。

「技術者数」は第７条の３第３号若しくは第１８条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の１次検定に合格した者（第１８条の３第２項第１号に規定されるものに該当する者を除く。）の数を記載すること。

8　4 7「技能レベル向上者数」は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前３年間に１以上向上（レベル１からレベル２等）した者の数を記載すること。

「技能者数」は審査基準日以前３年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く)の数となる。

4 6～4 7必要書類：４７～５１

9　4 8「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」

4 8 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、えるぼし認定(1 段階目)を取得している場合は「1」を、えるぼし認定(2 段階目)を取得している場合は「2」を、えるぼし認定(3 段階目)を取得している場合は「3」を、プラチナえるぼし認定を取得している場合は「4」を、該当がない場合は「5」を記入する。

10　4 9　**「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」**

4 9「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、くるみん認定を取得している場合は「1」を、トライくるみん認定を取得している場合は「2」を、プラチナくるみん認定を取得している場合は「3」を、該当がない場合は「4」を記入する。

11　5 0　**「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」**

5 0「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、ユースエール認定の該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。

4 8～5 0必要書類：５２～５４　各認定の取得を証する書類

12　5 1　**「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」**

5 1「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」は、審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合は「1」を、審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合は「2」を、該当がない場合は「3」を記入する。

【審査対象工事】

①～③を除く審査基準日以前１年以内に発注者から直接請け負った建設工事

① 日本国内以外の工事

② 建設業法施行令で定める軽微な工事※１

③ 災害応急工事※２

※１　工事一件の請負代金の額が 500 万円(建築一式工事の場合は 1,500 万円に満たない工事
　　建築一式工事のうち面積が 150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

※２　防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

【該当措置】

①～③のすべてを実施している場合に加点

① CCUS 上での現場・契約情報の登録

② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

③ 経営事項審査申請時に様式第６号に掲げる誓約書の提出

※　直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/requirements)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

注意１：審査基準日以前１年のうちに、審査対象工事を１件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない。

注意２：適用は審査基準日が令和５年８月１４日以降の申請

13　5 2「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を記入する。

5 1～5 2必要書類：５５～５６

14　5 3　**「営業年数」**

①　初めて建設業の許可（登録）を受けた年月日から審査基準日までの年数を記載すること。１年未満の端数は、切捨てとする。

②　営業の同一性を失うことなく個人事業者が法人化した場合や個人事業者の承継の場合は、個人のときの営業年数を通算として計上できるものとする。なお、この場合には、営業の同一性を確認できる書類として、前回の申請書類（控え）に加え、前期の確定申告書などが必要となる。

③　休業していた期間や許可切れになっていた期間がある場合は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間を営業期間から差し引いて記載すること。

④　民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合（5 4「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」に関連する）、下記のとおり記入すること。

・再生手続又は更生手続期間中は、通常通り審査基準日までの年数を記載する。

・再生手続終結又は更生手続終結が行われた場合、再生手続終結日又は更生手続日から審査基準日までの年数を記載すること。１年未満の端数は、切捨てとする。

15　5 4　**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」**

①　平成２３年４月１日以降、審査基準日までに民事再生法における再生手続開始決定、又は、会社更生法における更生手続開始決定がされている場合、「１」を記載すること。

※なお、私的整理は対象外とする。

②　該当しない場合は、「２」を記載すること。

③　現在手続期間中、終結決定後に係わらず、平成２３年４月１日以降に再生手続又は更生手続を行った場合、再生手続又は更生手続開始決定日、再生計画又は更生計画認可日及び再生手続又は更生手続終結日を記載すること。

※なお、再生手続又は更生手続期間中で、終結されていない若しくは計画認可されていない場合は、日付欄は空欄とする。

必要書類：5 7　次により確認します。 ○　手続の開始決定日は、裁判所から送付される手続開始決定通知書の写し。 ○　手続の計画認可日は、裁判所から送付される計画認可通知書の写し。 ○　手続の終結決定日は、手続終結を受けたことを証する書面。（官報公告の写し等）

16　5 5　**「防災協定の締結の有無」**

①　審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動における建設業者の防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

※「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人を指し、主に国の関連機関である。したがって、市町村の外郭団体（財団など）はこの特殊法人に該当しない。

※加点の対象となる防災協定は、有事の際に優先的に防災活動を行うという様な一定の義務を課しているものとなる。ボランティア活動的なものは対象外となる。

必要書類：　次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

○　５８　国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、直接防災活動に関する協定を締結している場合は、当該協定書（写し）

○　５９　申請者が加入している団体が地方公共団体等と防災活動に関する協定を結んでいる場合は、加入していること及び防災活動に従事していることが証明できる証明書【審査基準日を記載し、発行日の記載がある場合には、発行日が申請日前３か月以内に発行された原本】

17　5 6「営業停止処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第２８条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。（入札参加資格申請における指名停止措置ではないことに注意。）

※　営業停止処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。

必要書類：６０　建設業法違反による営業停止命令書

18　5 7「指示処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

※　指示処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。

必要書類：６０建設業法違反による指示書

19　5 8「監査の受審状況」

①　審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「１」を記入すること。（監査役ではない）

②　審査基準日において、会計参与の設置を行っている場合は「２」を記入すること。

③　常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者（5 9「公認会計士等の数」に計上した者）が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出する場合は「３」を記入すること。

※経理事務を外部の税理士等に依頼している場合は「４」となります。

④　いずれにも該当しない場合は「４」を記入すること。

必要書類：　次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

○　６１会計監査人の設置を行っている場合は、監査報告書（写し）

○　６２会計参与の設置を行っている場合は、会計参与報告書（写し）

○　６３常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者等（5 9「公認会計士等の数」に計上した者）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出する場合は、その書類（原本）

※　「経理処理の適正を確認した旨の書類」の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページに掲載しています。

20　5 9「公認会計士等の数」

常勤の役職員のうち、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者等の人数の合計を記入すること。（審査基準日時点の人数）

必要書類：2 8～3 1　○　公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者にあっては、その資格を証する免状等の写し等

6 4　○　一級登録経理試験等の合格者にあっては、（財）建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等（合格または受講した年度の翌年度の開始の日から５年経過していないこと）なお、上記のいずれに該当する者についても、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。

※詳細は７３ページを参照

21　6 0「二級登録経理試験合格者の数」

常勤の役職員のうち、二級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の二級建設業経理事務士検定試験）の合格者等の人数を記入すること。（5 9「公認会計士等の数」に計上した者は除く。）（審査基準日時点の人数）

必要書類：2 8～3 1

6 4（財）建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等。（合格または受講した年度の翌年度の開始の日から５年経過していないこと）なお、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。

※詳細は７３ページを参照

22　6 1「研究開発費（2 期平均）」

①　会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入すること。

②　会計監査人設置会社で、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2 期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

必要書類：6 5　次により確認します。

○　建設業法施行規則別記様式第 17 号の２注記表又はこれに準ずる書類

23　6 2「建設機械の所有及びリース台数」

①　審査基準日において、建設機械抵当法施行令　別表に規定される『建設機械』のうち、

・ショベル系掘削機械

ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの

・ブルドーザー

自重３トン以上のもの

・トラクターショベル

バケット容量が０．４立方メートル以上のもの

・モーターグレーダー

自重５トン以上のもの

・移動式クレーン

つり上げ荷重が３トン以上のもの

・大型ダンプ車（自家用・営業用）

車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で、事業の種類として建設業を届け出ており、表示番号の指定を受けているもの

・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

・締固め用機械

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

※ハンドガイドローラー（移動用エンジンにより自走可能なもの）はロードローラーの一種であるため、加点対象となります。

・解体用機械

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

・高所作業車

作業床の高さ 2m 以上のもの

を所有している台数及び、審査基準日から１年７ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあるリース契約が締結されている台数をカラムに記載する。

・不整地運搬車

労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第１３条第３項第３３号に掲げる不整地運搬車。

・アスファルト・フィニッシャ

自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車。

②　対象となる建設機械については、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に基づいて義務付けされている『特定自主検査』、『性能検査』、『自動車検査』の対象機械とし、『特定自主検査』の対象機械においては審査基準日前１年以内に検査を行っていること、『性能検査』及び『自動車検査』の対象機械においては審査基準日が検査証の有効期間内であることにより、建設機械が正常に稼動する状態であると確認できることが必須となる。

※なお、各検査証等により確認できる機種等は、原則として下記のものとする。

○特定自主検査記録表

・ブル・ドーザー
・トラクター・ショベル（クローラ式）
・トラクター・ショベル（ホイール式）
・油圧ショベル（クローラ式）
・油圧ショベル（ホイール式）
・クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
・共通機体（油圧式又は機械式）＋　ジブ・リーダー・ワイヤーロープ　＋クラムシェル（クラムシェルの場合、上記３種類の点検表が必要となる。）
・モーター・グレーダ
・締固め用機械
・解体用機械
・高所作業車
・不整地運搬車

○移動式クレーン検査証

・移動式クレーン

○自動車検査証

・大型ダンプ車
・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)
・アスファルト・フィニッシャ

※なお、加点対象となる台数は１５台までです。１６台以上申請されても点数は変わりません。

必要書類：　申請書等である「建設機械の保有一覧表」に記載のある建設機械について、特定自主検査記録表等及び所有（リース契約）を証明する書類により確認します。

○ 6 建設機械の保有状況一覧表
・２部作成し、提出すること。（受付後、１部返却、次回の申請時に提出）

○ ６６ 特定自主検査記録表
・審査基準日前１年以内に点検を実施していること。
・機種が加点対象となるショベル系掘削機械・ブルドーザー・モーターグレーダー・トラクターショベル・不整地運搬車であること。
・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
・新車購入（リースの場合も）から１年以内は、メーカーが発行する特定自主検査実施時期証明書等（写し）を提出すること。

○ ６７ 移動式クレーン検査証
・審査基準日が有効期間内に含まれるもの。

☆特定自主検査及び記録表についての問い合わせ先
社団法人　建設荷役車輌安全技術協会　千葉県支部　℡043-245-9926

☆移動式クレーン検査証についての問い合わせ先
都道府県労働局又は登録性能検査機関

○ ６８ 自動車検査証
・有効期間満了日が審査基準日以降になっていること。
・所有者又は使用者の欄が申請者になっていること。
・大型ダンプ車については、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること。
※なお、手書きによる加筆の場合には運輸支局等名小印が押印されていること。

○　所有・リース契約を証明する書類

【所有を証明する書類】※型番・製造/車体番号が明確に記載されていることが必要。

・６９　売買契約書の写し（申請者が購入者となっている契約書）

・７０　建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書の写し
（申請者が現在の所有者となっている場合に限る）

・７１　注文書、注文請書、購入依頼書などの写し
（申請者が申込者となっている書類に限る）

・７２　法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表などの写し（明細等で、１台ごとの建設機械が確認できること）

・７３　過去３年間の特定自主検査記録表の写し
（３年間の使用者が申請者である場合に限る）

【リース契約を証明する書類】・・・すべて写し可

・７４　リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）
（審査基準日から１年７ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること）
リース期間が、審査基準日から１年７ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合は、７７「建設機械のリース契約に関する申出書」【原本】を提出することにより、審査基準日から１年７ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあることと相当するとみなす。

・７５　契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書
（リース期間に関する記載があるものに限る）

※　新規掲載の建設機械がある場合は、７６建設機械の規格が確認できる書類（カタログ等）の提出も必要。（上記６９～７５の提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。）

24　６３「エコアクション２１の認証の有無」

審査基準日時点で、エコアクション２１の認証を受けている場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。※「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られている場合には、加点対象としない。

25　６４ＩＳＯ９００１の登録の有無」
６５「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」

①　審査基準日において、ＩＳＯ９００１（品質管理）又は１４００１（環境管理）の認証を　下記の要件を満たした上で受けている場合、「１」を記入する。

・（公財）日本適合性認定協会（ＪＡＢ）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ９００１又は１４００１であること。

・ＩＳＯの取得（認証）範囲に「建設業と認められる業務」が含まれていること。

・ＩＳＯの取得（認証）範囲が特定の事業所単位での認証ではなく、会社単位での認証となっていること。

②　ＩＳＯ９００１又は１４００１の認証を受けているが、上記の要件を満たしていない場合、ＩＳＯ９００１又は１４００１以外のみ認証を受けている場合、又はＩＳＯを取得していない場合は、「２」を記入する。

必要書類：７９ 審査登録機関の認証を証明する書類の写し（ＩＳＯ認証登録証明書及び付属書など） ※証明書が日本語以外のものは和訳を添付すること

26　記入すべき割合（百分率）は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示すること。

27　本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。

別紙三　（その他の審査項目（社会性等））の記載例

（用紙Ａ４）　2004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番		
41	建設業退職金共済制度加入の有無	1 〔1. 有、2. 無 〕
42	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	1 〔1. 有、2. 無 〕
43	法定外労働災害補償制度加入の有無	1 〔1. 有、2. 無 〕
44	若年技術職員の継続的な育成及び確保	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
45	新規若年技術職員の育成及び確保	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
46	CPD単位取得数	90（単位）
47	技能レベル向上者数	1（人）
48	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	1 〔1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当 〕
49	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	1 〔1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当 〕
50	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	1 〔1. ユースエール認定、2. 非該当 〕
51	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	1 〔1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 〕
52	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	1 〔1. 有、

技術職員数（Ａ）	若年技術職員数（Ｂ）	若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ）
3（人）	2（人）	66.6

新規若年技術職員数（Ｃ）	新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）
1（人）	33.3

技術者数　3（人）　技能者数　5（人）　控除対象者数　0（人）

若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ）が15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入。

新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）が1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入。

技術職員名簿（20005帳票）に記載されている職員の人数及び記載されている職員のうちあてはまる職員の人数を記入。

小数点第2位以下を切り捨てる。

項番46、47の記載方法は69ページをご覧ください。

建設業の営業継続の状況

項番		
53	営業年数	47（年）
54	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	2 〔1. 有、2. 無 〕

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和　47年　9月　1日	年　か月	昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。端数は切り捨て。

休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する。

組織変更、合併等を具体的に記入する。

民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合に「1」を記入。

再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。

防災活動への貢献の状況

項番		
55	防災協定の締結の有無	1 〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

項番		
56	営業停止処分の有無	2 〔1. 有、2. 無 〕
57	指示処分の有無	2 〔1. 有、2. 無 〕

審査対象年度に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

建設業の経理の状況

項番		
58	監査の受審状況	3 〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無 〕
59	公認会計士等の数	1（人）
60	二級登録経理試験合格者等の数	2（人）

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入、それ以外の場合は、「0」を記入。

研究開発の状況

項番		
61	研究開発費（２期平均）	0（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

項番		
62	建設機械の所有及びリース台数	5（台）

対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

項番		
63	エコアクション２１の認証の有無	1 〔1. 有、2. 無 〕
64	ＩＳＯ９００１の登録の有無	2 〔1. 有、2. 無 〕
65	ＩＳＯ１４００１の登録の有無	1 〔1. 有、2. 無 〕

申請者　経審建設工業(株)

記入をお忘れなく！

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）の確認資料について

いずれの確認資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

①　項番 46 ＣＰＤ単位取得数

ＣＰＤ単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前１年間に取得したＣＰＤ単位の合計数となります。

【確認資料】令和３年国交省告示第 246 号別表第 18 に掲げるＣＰＤ認定団体発行の証明書　（写しの提出）

②　項番 46 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外にＣＰＤ単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第４号 ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】「様式第４号 ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証（写しの提出）・合格証（写しの提出）及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（Ｐ２０の２８及び２９～３１参照）

③　項番 47 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前３年間に１以上向上（レベル１からレベル２等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル１として審査します。

【確認資料】審査基準日以前３年間にレベル２以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」　（写しの提出）

④　項番 47 技能者数

技能者数は、審査基準日以前３年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となります。「様式第５号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】技能者が記載されている審査基準日以前３年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（Ｐ２０の２８及び２９～３１参照）

⑤　項番 47 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の３年前の日以前にレベル４の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】審査基準日の３年前の日以前にレベル４評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写しの提出）

別紙ニ

（用紙Ａ４）

2	0	0	0	5

技　術　職　員　名　簿

頁　　項番 数 8 1　3 0 0 1 5　頁

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢		業種コード 3	有資格区分コード 5	講習受講	業種コード 10	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉　一郎	昭和61 年 10 月 1 日	31	8 2	0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	第○○○号	28
2	○	船橋　太郎	昭和57 年 10 月 2 日	34	8 2	0 1	0 0 2	2					
3		松戸　五郎	昭和23 年 3 月 2 日	69	8 2	0 1	2 1 4	2	0 9	1 2 9	1	第○○○号	30
4			年 月 日		8 2								
5			年 月 日		8 2								
6			年 月 日		8 2								
7			年 月 日		8 2								
8			年 月 日		8 2								
9			年 月 日		8 2								
10													
11													
12													
13			年 月 日		8 2								
14			年 月 日		8 2								
15			年 月 日		8 2								
16			年 月 日		8 2								
17			年 月 日		8 2								
18			年 月 日		8 2								
19			年 月 日		8 2								
20			年 月 日		8 2								
21			年 月 日		8 2								
22			年 月 日		8 2								
23													
24													
25													
26													
27													
28			年 月 日		8 2								
29			年 月 日		8 2								
30			年 月 日		8 2								

（例）「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、
48（単位）÷50（告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値）×30＝28.8

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、
これを切り捨て「28」となる。

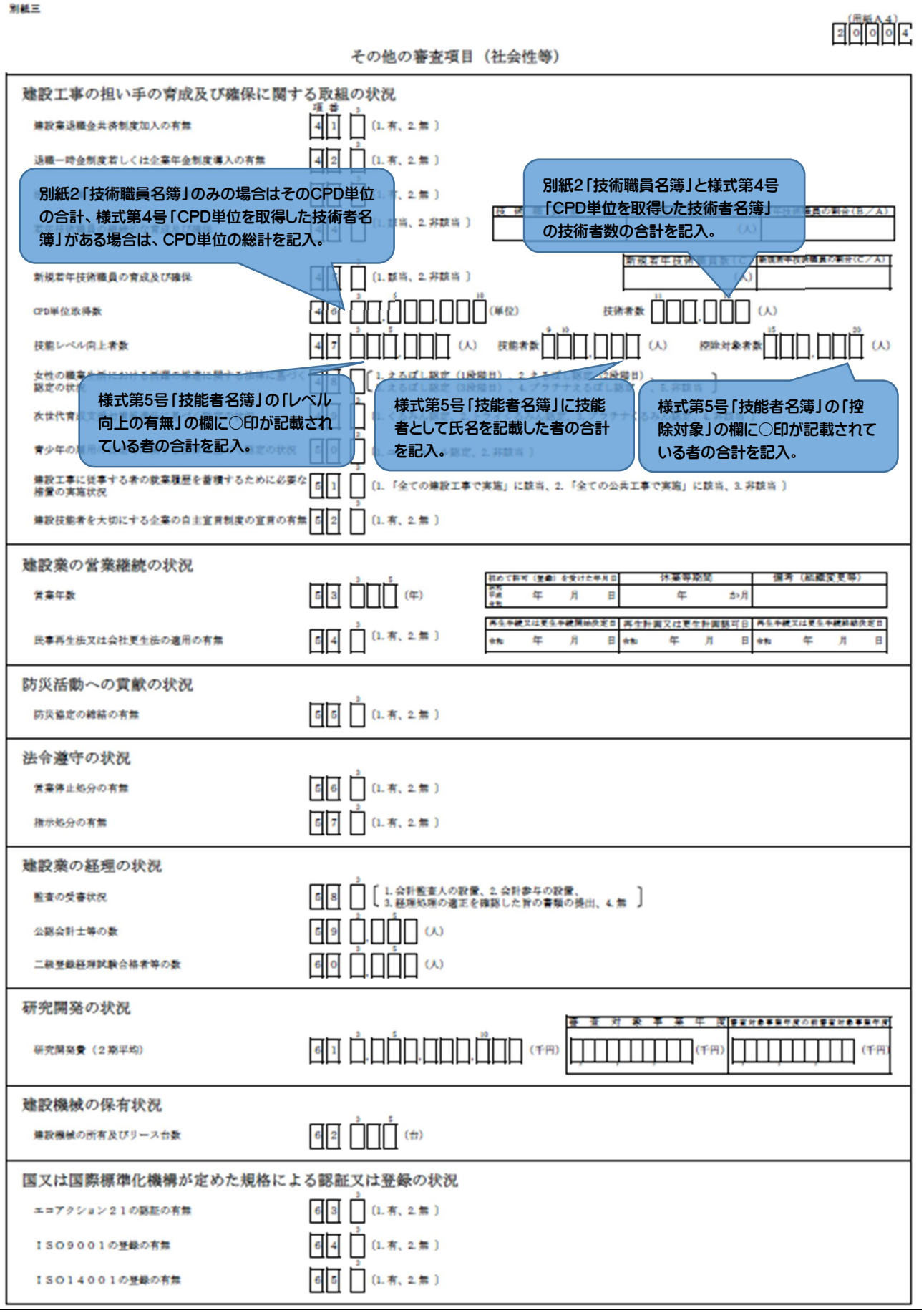
（例）「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、
18（単位）÷12（告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値）×30＝45.0

しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。

【その他留意事項】

- 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。
- 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。
- 単位の認定団体は、各人1団体まで。

申請者　経審建設工業（株）



別紙三

（用紙Ａ４）

2004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番		
41	建設業退職金共済制度加入の有無	（1. 有、2. 無 ）
42	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	（1. 有、2. 無 ）
		（1. 有、2. 無 ）
		（1. 該当、2. 非該当 ）
	新規若年技術職員の育成及び確保	（1. 該当、2. 非該当 ）
46	CPD単位取得数	（単位）
47	技能レベル向上者数	（人）
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	（1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当 ）
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	（1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当 ）
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	（1. ユースエール認定、2. 非該当 ）
51	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	（1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 ）
52	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	（1. 有、2. 無 ）

別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合は、CPD単位の総計を記入。

別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。

技術者数 （人）

技能者数 （人）　控除対象者数 （人）

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。

建設業の営業継続の状況

53	営業年数	（年）	初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
			年　月　日	年　か月	
54	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	（1. 有、2. 無 ）	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
			年　月　日	年　月　日	年　月　日

防災活動への貢献の状況

55	防災協定の締結の有無	（1. 有、2. 無 ）

法令遵守の状況

56	営業停止処分の有無	（1. 有、2. 無 ）
57	指示処分の有無	（1. 有、2. 無 ）

建設業の経理の状況

58	監査の受審状況	（1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無 ）
59	公認会計士等の数	（人）
60	二級登録経理試験合格者等の数	（人）

研究開発の状況

61	研究開発費（２期平均）	（千円）	審査対象事業年度	（千円）
			審査対象事業年度の前審査対象事業年度	（千円）

建設機械の保有状況

62	建設機械の所有及びリース台数	（台）

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

63	エコアクション２１の認証の有無	（1. 有、2. 無 ）
64	ＩＳＯ９００１の登録の有無	（1. 有、2. 無 ）
65	ＩＳＯ１４００１の登録の有無	（1. 有、2. 無 ）

様式第４号

（用紙A４）

年　　月　　日

CPD単位を取得した技術者名簿

（技術職員名簿に記載のある者を除く）

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	地井場　勲	平成13年6月8日	28
2	市川　正巳	平成10年3月3日	30

様式第５号

CPD 単位取得にのみ該当がある場合も、作成・提出が必要となります。

（用紙A４）

年　　月　　日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	三島　習作	平成10年2月3日	2020年1月1日	○	
2	流　竜馬	平成7年12月9日			
3	馬場　花音	平成5年10月23日	2016年8月31日		○
合計	3（人）			1（人）	1（人）

審査基準日から3年以内

審査基準日から3年の前日以前

【その他留意事項】

- **認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査。**
 （期間中にレベル1となったものはレベル向上対象とはならない）

項番 47　技能者数

項番 47　技能レベル向上者数

項番 47　控除対象者数

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。

2　「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。

3　「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より１以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。

4　「控除対象」の欄には、審査基準日の３年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

5　本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

告示別表第１８

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

建設業の経理の状況（W5）に係る改正（対象者の条件変更）

公認会計士等に算入できる者（審査基準日時点）を以下の通りとします。

- 公認会計士であって、公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提）
- 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提）
- 1 級または 2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者
- 1 級または 2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者

※H28 年度以前に 1 級又は 2 級の登録経理試験に合格した者であっても、令和 5 年 3 月末までの間は引き続き評価対象とします。

7　建設機械の保有状況一覧表の記載例

建設機械の保有状況一覧表

※記入する年月日は和暦（平成又は令和）での表記としてください。（H又はRでも可）

千 葉 県 知 事　様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

審査基準日　令和2年9月30日

前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に〇を記入

No.	新規掲載	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号（大型ダンプ車）	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日 リース開始日	取得年月日 リース期間満了日	特定自主検査書の有無	検査実施年月日又は有効期間満了日
1		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	H製作所	ZZ-99EFG	0123456	油圧ショベル（クローラ式）	自社所有 リース	年　月　日 平成28年4月1日	年　月　日 令和3年3月30日	有	令和2年9月11日
2		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	K建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有 リース	平成19年　11月　23日 年　月　日	年　月　日		令和元年11月10日
3	〇	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーター 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				大積載量9,000kg	自社所有 リース	平成22年　1月　21日 年　月　日	年　月　日		令和2年1月16日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーター 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					自社所有 リース	年　月 年　月	日		年　月　日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーター 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					自社所有 リース	年　月 年　月	日		年　月　日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーター 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					自社所有 リース	年　月 年　月	日		

建設機械の保有状況一覧表【記載要領】

※項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあっては、特定自主検査記録表に記載されている機種。（例：油圧ショベル（クローラ式））

②「ブルドーザー」にあっては、自重。（例：3.89トン）

③「トラクターショベル」にあっては、バケット容量。（例：1.2立方メートル）

④「モーターグレーダー」にあっては、自重。（例：10.0トン）

⑤「移動式クレーン」にあっては、つり上げ荷重。（例：7.0トン）

⑥「大型ダンプ車」にあっては、最大積載量又は車両総重量。（例：最大積載量9,000kg）

⑦「ダンプ」にあっては、ダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

⑧「締固め用機械」にあっては、ロードローラ ー 、タイヤ ローラ ー 、振動 ローラ ー

⑨「解体用機械」にあっては、ブレーカ、鉄骨 切断機、コンクリート 圧砕機、解体用つかみ機

⑩「高所作業車」にあっては、作業床の高さ。

⑪「アスファルト・フィニッシャ」にあっては、アスファルト・フィニッシャと記載。

⑫「不整地運搬車」にあっては、不整地運搬車と記載。

※「検査実施年月日又は有効期間満了日」の欄は、「ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー」にあっては特定自主検査の実施日を記入し、「移動式クレーン」にあっては製造時等検査又は性能検査の、「大型ダンプ車」にあっては自動車検査証の有効期限を記入すること。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を〇で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

記載例

建設機械のリース契約に関する申出書

所　在　地
商号又は名称
許 可 番 号
代 表 者 名
審 査 基 準 日　　令和２年３月３１日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から１年７ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を行わなかった場合（ただし、廃車など止むを得ないと認められる場合は除く）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分を課されることを了承いたします。

記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース形態	リース期間	
日立	ZW145W-3	ZW145-00293	オペレーティングリース	H28.11.1～R2.8.31	
CAT	950G	5MW01816	オペレーティングリース	H29.12.1～R2.9.30	

リース終了日が、審査基準日から１年７ヶ月以内にあること

7　経営規模等評価申請等提出票

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分（該当するものに○印）	
○	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号（「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと）	~~国土交通大臣~~ 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	令和○○年○○月○○日

経営規模等評価等対象建設業（該当するものに○印）										
	○土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	○舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無（該当するものに○印）		
	○有	無

他の業種に完成工事高を積み上げる業種は選択しないこと。

行政庁側記入欄

事務所　　整理番号

□□ — □□□□□□

(旧) □□ — □□□□□□

(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日

受付印

８　実務経験証明書

１人の技術職員について、勤務先等の変更により証明者が異なる場合は証明者ごとに作成し、「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、工事箇所等を具体的に記載することとし、少なくとも１年につき１件の工事を記入してください。

なお、2 つ以上の業種について作成する場合、期間を重複することはできません。また、実務経験による資格登録のある方で、別の業種で追加登録する場合は、すでに登録してある業種に係る実務経験証明書も提出してください。

記載例

別記第九号（第三条関係）　　（Ａ４）

実務経験証明書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明日付を記入してください。
令和３年　７月２９日

証明者　千葉市中央区市場町１－１
経審建設工業株式会社
代表取締役　　経審　太郎

被証明者との関係　　社員

技術者の氏名	木更津　道　雄	生年月日	昭和３７年４月２４日	使用された期間	昭和６１年４月から 平成１９年７月まで
使用者の商号又は名称	経審建設工業株式会社				
職　　名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	千葉南ロータリークラブ１０周年記念碑コンクリート工事他			８年４月から　１０年３月まで	
工事係長	船橋市立教育会館児童遊園外構工事他			１０年４月から　１１年３月まで	
〃	八千代市八千代台宅地造成盛土工事他			１１年４月から１２年３月まで	
〃	習志野市大久保公園時計塔コンクリート工事他			１２年４月から１３年３月まで	
〃	都市計画道路８、７、６号整備土工事他			１３年４月から１４年３月まで	
〃	検見川浜ニュータウン造成盛土工事他			１４年４月から１５年３月まで	
〃	検見川サイクリングロード案内板設置工事他			１５年４月から１６年３月まで	
工事課長	佐倉市防護柵設置工事他			１６年４月から１７年３月まで	
〃	東関東自動車道段差修正工事他			１７年４月から１８年３月まで	
〃	佐倉警察署管内道路標識設置工事			１８年４月から１９年３月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合　計　　満１１年　　月	

記載事項

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

（注）① 工事１件ごとに記入するのが原則だが、知事許可の場合で通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表的工事の件名を記入して１年分を１行にまとめる。１番上の行に古いものを何年分かまとめても良い。

② 実務経験の内容は、業種がわかるように具体的に記入する。

③ 自社証明の場合は、証明者の押印不要だが、他社証明の場合は押印が必要。（写し可）

Ⅳ　経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

Ⅳ　経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

令和２年４月より、国土交通大臣許可業者の申請窓口が変更になりましたので、ご注意ください。

都道府県経由事務の廃止に伴い、令和２年４月１日から、各種申請書・変更届出書につきましては関東地方整備局建政部建設産業第一課に直接持参又は郵送にて提出してください。

・宛先
〒３３０－９７３９
埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
さいたま新都心合同庁舎２号館６階
関東地方整備局　建政部　建設産業第一課

詳細は、関東地方整備局ホームページをご覧ください。
(https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000007.html)

Ⅴ　　参　考

Ⅴ 参考

1 業種追加申請について

経審申請後に新たに建設業許可を取得した業種について、追加で経審の受審を希望する場合、同一の審査基準日について再度申請を行うことができます。（業種追加申請）

業種追加申請は当初申請の結果に影響はない範囲で認められます。
新たに追加された業種に係る完成工事高、技術職員のみが追加の審査対象となり、他の審査項目は当初申請と同じ内容で申請していただくことになります。

申請に必要な書類

【提出書類】※正副２部作成

経営規模等評価申請等提出票※
経営規模等評価申請書・総合評定値申請書（２０００１帳票）※
工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（２０００２帳票）※
その他の審査項目（社会性等）（２０００５帳票）※
技術職員名簿（２０００４帳票）※
収入証紙（申請業種全額）（※下記「手数料」参照）
経営状況分析結果通知書（写し可）
建設業許可通知書
建設業許可申請書（副本）
登記事項証明書（旧登記簿謄本）
前回の経審申請書一式（受付印のあるもの）
建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届）（副本）
追加業種についての工事経歴書
追加業種についての「契約内容が確認できる書類」
（工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位３件の工事）

（該当がある場合提出）

工事種類別完成工事高付表
建設機械の保有一覧表
委任状（代理申請の場合）

（法人番号が変更となった場合、下記の書類の提出が必要となります。）

法人番号指定通知書　若しくは　国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの

（技術職員を追加する場合、下記の書類の提出が必要となります。）

a.技術職員の資格を証する書類

b.健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書

c.給与所得の源泉徴収簿　若しくは　給与台帳

※審査基準日以前６か月を超える期間在籍する技術職員であり、追加する業種に関して資格を持つ技術職員のみ追加が可能です。

手数料

申請を行う業種について、再度全額分の手数料の支払いが必要となります。

例）当初申請において「土木」「舗装」を申請、業種追加申請で「管」を申請する場合、
全業種で３業種になるため、１６，０００円の証紙が必要になります。

２　決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について

決算期変更等の事情で、事業年度が12ヶ月に満たない場合の申請については、下記の記載例を参考に申請書を作成してください。

・経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（２０００１帳票）の記載例

（１）　決算期間が６か月の場合

例　３月及び９月に決算の場合

基準決算	３０年１０月～３１年　３月	営業利益　……２，４００千円 減価償却実施額……　４５０千円
基準決算の前期	３０年　４月～３０年　９月	営業利益　……２，１００千円 減価償却実施額……　６００千円
基準決算の前々期	２９年１０月～３０年　３月	営業利益　……１，８００千円 減価償却実施額……　６００千円
基準決算の前々々期	２９年　４月～２９年　９月	営業利益　……２，４００千円 減価償却実施額……　９００千円

利　益　額（２期平均）　18,,5,,625（千円）

利益額（利払前税引前償却前利益）
＝営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	4500（千円）	営業利益	4200（千円）
減価償却実施額	1050（千円）	減価償却実施額	1500（千円）

営業利益
2,400×6/6＝2,400
2,100×6/6＝2,100

減価償却実施
450×6/6＝450
600×6/6＝600

営業利益
1,800×6/6＝1,800
2,400×6/6＝2,400

減価償却実施
600×6/6＝600
900×6/6＝900

技術職員数　19,,（人）

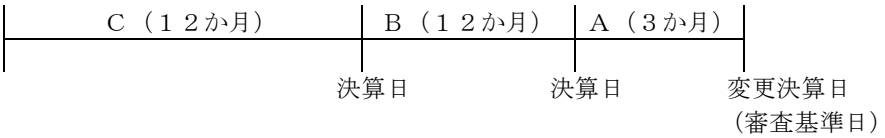
登録経営状況分析機関番号　20

経営状況分析を受けた機関の名称

（２）　決算期変更の場合

例　決算期間が１２か月で、１月決算から４月決算に変更し、基準決算が１２か月に満たない場合

Ａ　基準決算	３１年２月～３１年４月（３か月）	営業利益	……１，５００千円
		減価償却実施額……	３００千円
Ｂ　基準決算の前期	３０年２月～３１年１月（１２か月）	営業利益	……６，０００千円
		減価償却実施額……	１，２００千円
Ｃ　基準決算の前々期	２９年２月～３０年１月（１２か月）	営業利益	……４，８００千円
		減価償却実施額……	１，８００千円



（算式）

審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額

＝Ａの営業利益・減価償却実施額＋｛Ｂの営業利益・減価償却実施額×（１２か月－Ａの月数）／１２か月｝

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額

＝｛Ｂの営業利益・減価償却実施額×（Ａの月数）／１２か月｝

＋｛Ｃの営業利益・減価償却実施額×（１２か月－Ａの月数）／１２か月｝

利益額（２期平均）　18,,,,6,975（千円）

利益額（利払前税引前償却前利益）
＝営業利益+減価償却実施額

20002帳票に記載した各決算期間に対応する営業利益及び減価償却実施額、並びに計算過程を記載する。

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	6000（千円）	営業利益	5100（千円）
減価償却実施額	1200（千円）	減価償却実施額	1650（千円）

営業利益
1,500×3/3＝1,500
6,000×9/12＝4,500

減価償却実施
300×3/3＝300
1,200×9/12＝900

営業利益
6,000×3/12＝1,500
4800×9/12＝3,600

減価償却実施
1,200×3/12＝300
1,800×9/12＝1,350

技術職員数　19,,,（人）

登録経営状況分析機関番号　20

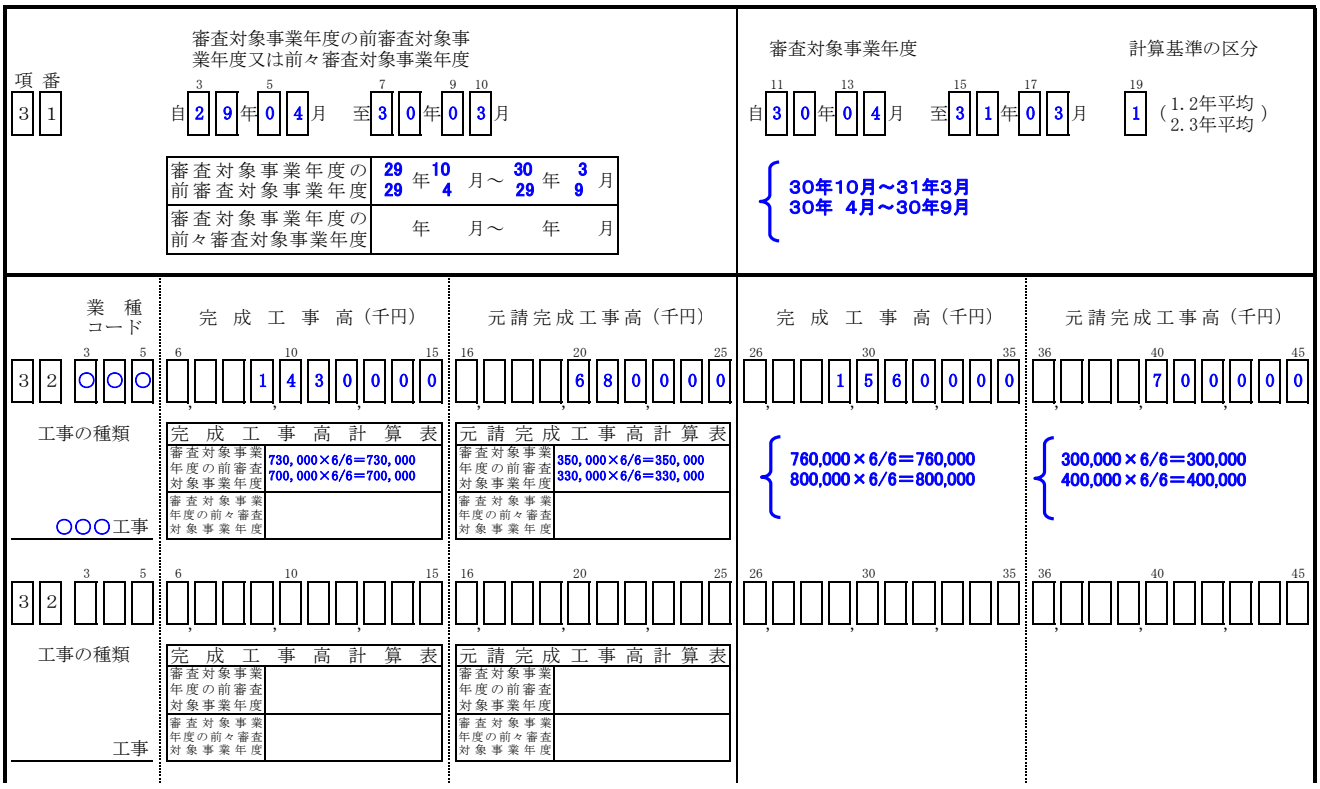
経営状況分析を受けた機関の名称

・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（２０００２帳票）の記載例

（１）　決算期間が６か月の場合

例　３月及び９月に決算の場合（直前２年の平均完成工事高を選択）

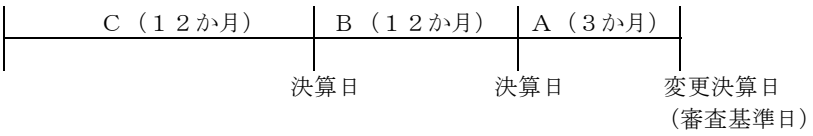
基準決算	３０年１０月～３１年　３月	完成工事高……７６０，０００千円 うち元請……３００，０００千円
基準決算の前期	３０年　４月～３０年　９月	完成工事高……８００，０００千円 うち元請……４００，０００千円
基準決算の前々期	２９年１０月～３０年　３月	完成工事高……７３０，０００千円 うち元請……３５０，０００千円
基準決算の前々々期	２９年　４月～２９年　９月	完成工事高……７００，０００千円 うち元請……３３０，０００千円



（２）　決算期変更の場合

例　決算期間が１２か月で、１月決算から４月決算に変更し、基準決算が１２か月に満たない場合
（直前２年の平均完成工事高を選択）

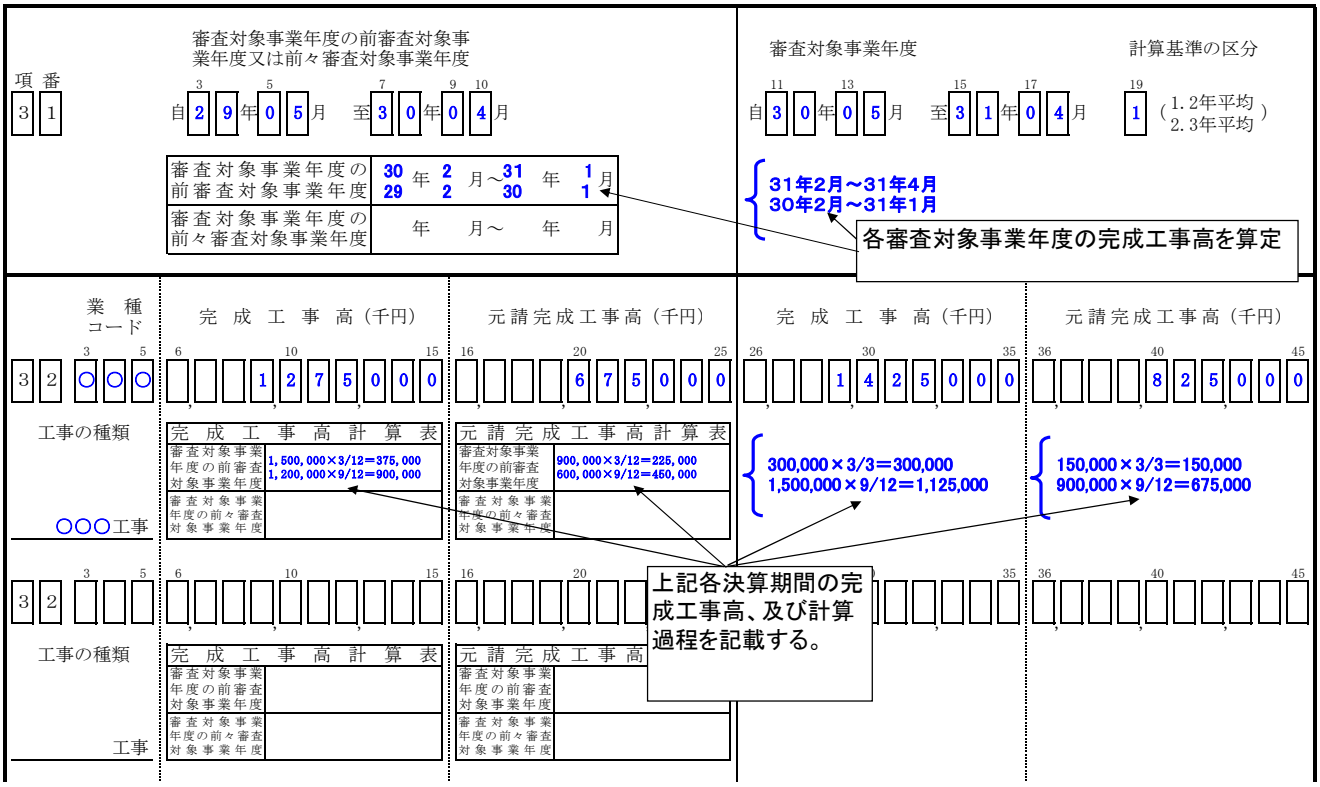
Ａ　基準決算	３１年２月～３１年４月（３か月）	完成工事高……	３００，０００千円
		うち元請……	１５０，０００千円
Ｂ　基準決算の前期	３０年２月～３１年１月（１２か月）	完成工事高……１，５００，０００千円	
		うち元請……	９００，０００千円
Ｃ　基準決算の前々期	２９年２月～３０年１月（１２か月）	完成工事高……１，２００，０００千円	
		うち元請……	６００，０００千円



（算式）

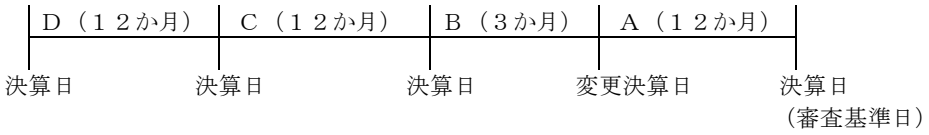
審査対象事業年度の完成工事高
＝Ａの完成工事高＋｛Ｂの完成工事高×（１２か月－Ａの月数）／１２か月｝

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高
＝｛Ｂの完成工事高×（Ａの月数）／１２か月｝＋｛Ｃの完成工事高×（１２か月－Ａの月数）／１２か月｝



例　決算期間が１２か月で、１月決算から４月決算に変更し、基準決算の前期の決算が１２か月に満たない場合
（直前３年の平均完成工事高を選択）

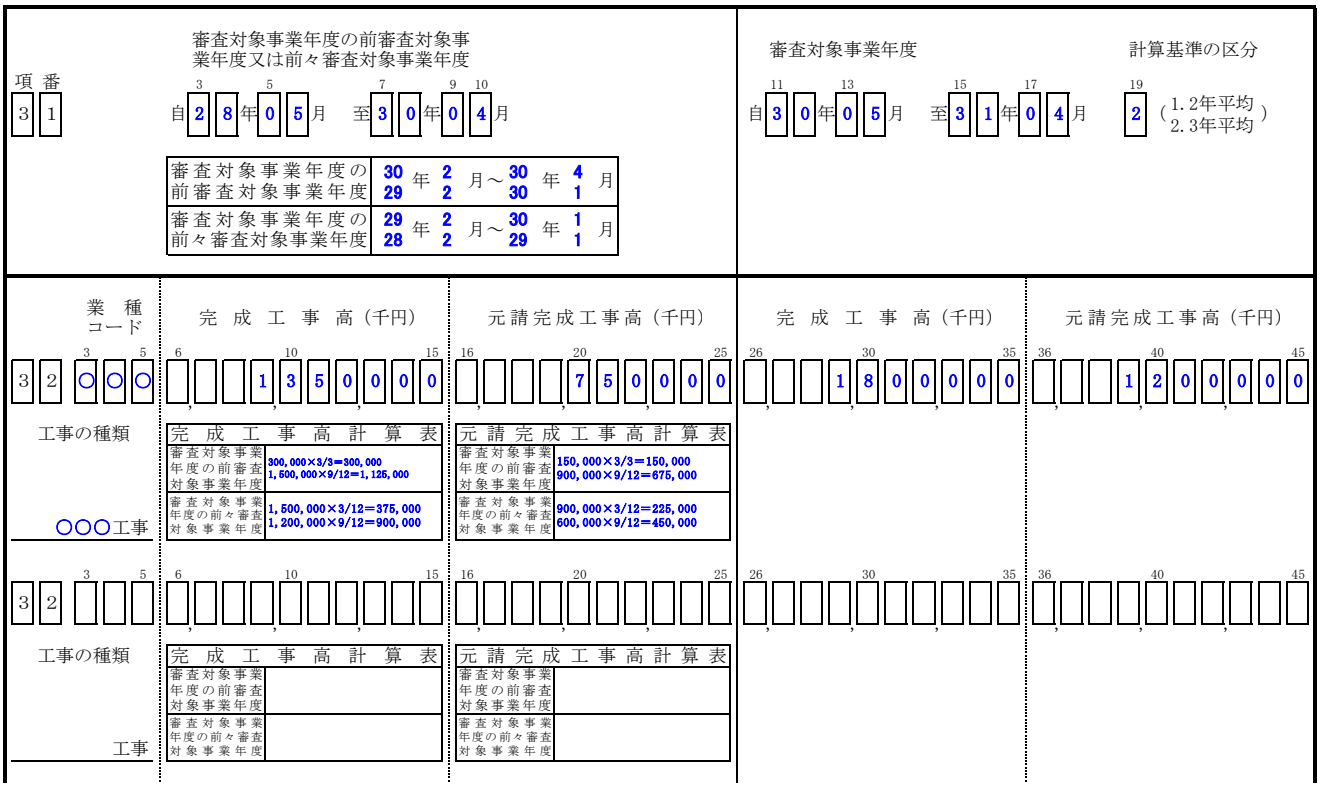
A	基準決算	３０年５月～３１年４月（１２か月）	完成工事高……１，８００，０００千円 うち元請……１，２００，０００千円
B	基準決算の前期	３０年２月～３０年４月（　３か月）	完成工事高……　３００，０００千円 うち元請……　１５０，０００千円
C	基準決算の前々期	２９年２月～３０年１月（１２か月）	完成工事高……１，５００，０００千円 うち元請……　９００，０００千円
D	基準決算の前々々期	２８年２月～２９年１月（１２か月）	完成工事高……１，２００，０００千円 うち元請……　６００，０００千円



（算式）
審査対象事業年度の完成工事高
＝Ａの完成工事高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高
＝Ｂの完成工事高＋｛Ｃの完成工事高×（１２か月－Ｂの月数）／１２か月｝

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の完成工事高
＝｛Ｃの完成工事高×（Ｂの月数）／１２か月｝＋｛Ｄの完成工事高×（１２か月－Ｂの月数）／１２か月｝



（参考）　工事種類別完成工事高付表の記載例（決算期変更等の事情がある場合）

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
（基準決算） 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事　15,000千円 うち元請　11,000千円	土木一式工事　10,000千円 うち元請　10,000千円 とび・土工・コンクリート工事　5,000千円 うち元請　1,000千円
（基準決算の前期） 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事　12,000千円 うち元請　12,000千円	土木一式工事　12,000千円 うち元請　12,000千円 とび・土工・コンクリート工事　0千円 うち元請　0千円
（基準決算の前々期） 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事　13,000千円 うち元請　9,000千円	土木一式工事　9,000千円 うち元請　9,000千円 とび・土工・コンクリート工事　4,000千円 うち元請　0千円

積み上げ後の完成工事高を、各審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間（２０００２帳票に記載した決算期間。）ごとに記入する。うち元請の額も記入する。各決算期間も記入する。

左に含める完成工事高を、決算期間ごとに記入する。うち元請の額も記入する。

記入をお忘れなく！

積み上げ工種は全年統一すること。

申請者　〇〇〇（株）

Ⅴ　参考
３　建設工事と建設業の種類

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事が『タイル・れんが・ブロツク工事』におけるコンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
		ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
		ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
		ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
		ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ④「道路付属物設置工事」には、道路標識やガドレルの設置工事が含まれる。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロツク及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
タイル・れんが・ブロツク工事	タイル・れんが・ブロツク工事業	れんが、コンクリートブロツク等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロツク、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事	しゅんせつ工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペツト、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

４　完成工事高積み上げ申請について

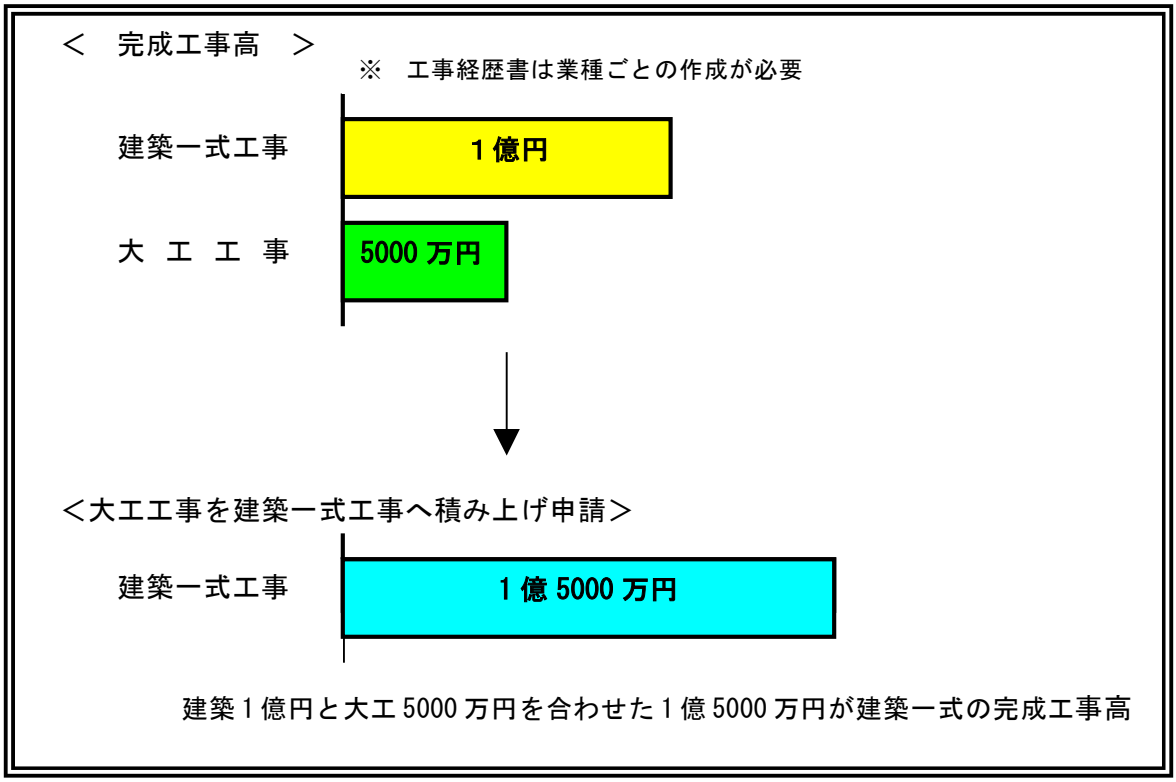
完成工事高積み上げ申請とは

一つの建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請のことです。

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができます。

積み上げ先の一式工事		積み上げ元の専門工事
土木一式	←	とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る）、舗装、水道施設
建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体

（例）建築工事業と大工工事業の２種類の許可を受けている場合



一式工事業以外の専門工事業を申請する場合には、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができます。

専門工事 （積み上げ先） （積み上げ元）		専門工事 （積み上げ元） （積み上げ先）
電気	←（→）	電気通信
管	←（→）	水道施設
管	←（→）	消防施設
とび・土工	←（→）	石
とび・土工	←（→）	解体

（例）電気工事業と電気通信工事業の 2 種類の許可を受けている方は、経営事項審査を電気工事業のみで申請する場合、電気通信工事業の年間平均完成工事高を電気工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

必要書類

・「工事種類別完成工事高付表」（43 ページ記載例参照）

・積み上げ先の工種及び積み上げ元の工種に係る契約内容が確認できる書類（金額上位 3 件）

手数料

積み上げ先の業種分の手数料が必要。

（例）建築一式工事と大工工事の許可を保有しており、大工工事を建築一式工事に積み上げて申請した場合

⇒積み上げ元の工種（ここでは大工工事）は申請業種としてカウントしないので、建築一式工事の１業種の申請ということになり、手数料は１業種分の
１１，０００円となる。

積み上げ申請に関するよくある質問

Ｑ１：　積み上げ元の業種で県や市町村への入札参加申請はできますか。

Ａ１：　積み上げ元の業種では経営事項審査を受審していないので、申請はできません。

Ｑ２：　審査対象事業年度中に新たに許可を取得した業種を今回の申請において積み上げ申請をする場合、前審査対象事業年度のその業種の取扱いはどのようになりますか。

Ａ２：　新たに許可を取った業種を積み上げ申請する場合、「工事種類別完成工事高付表」のほか、「工事経歴書」及び「直前三年の各事業年度における工事施工金額」を作成した上、当該業種にかかる契約書等、金額の上位 3 件を持参してください。

「工事種類別完成工事高付表」には、業種追加した業種について完工高が無くとも、業種名及び完工高（0 千円）の記載を忘れずにお願いします。

Ｑ３：　積み上げを申請している場合において、前審査対象事業年度の完成工事高はありますが、審査対象事業年度の完成工事高は 0 円です。そのような場合でも完成工事高付表は必要ですか。

Ａ３：　積み上げを申請している場合には、完成工事高が 0 円であっても付表の添付が必要です。

今回の事例では審査対象事業年度の完成工事高が 0 円であっても完成工事高付表は必要です。

Ｑ４：　今回の審査基準日において、積み上げ申請を行い、経営事項審査の受付をされましたが、その後、積み上げ元の業種での総合評定値が必要となりました。再度申請を行い積み上げを崩すことは可能ですか。

Ａ４：　受付が終了している今回の審査基準日においては、積み上げを崩すことはできません。次回の審査基準日の申請の際に積み上げを崩して申請することはできます。

５　建設工事の区分に関するよくある質問

Ｑ１：下請で請け負った工事について、土木一式工事や建築一式工事に計上することはできますか。

Ａ１：公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。

それ以外の場合は一式工事以外の専門工事（とび・土工工事や内装工事など）に計上するか、「その他の建設工事」に計上することになります。

【考え方】

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものであり、これを下請業者が行う場合は、元請から一括して工事を請け負ったときに限られます。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

なお、土木一式工事、建築一式工事の許可を有していても、専門工事について請負金額が 500 万円以上となる工事を施工する場合には、その専門工事業の許可が必要となりますのでご注意ください。

Ｑ２：リフォーム工事を元請で施工しましたが建築一式工事に計上することはできますか。

Ａ２：ほとんどのリフォーム工事は専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

【考え方】

建設業の業種の区分において「リフォーム工事」というものはありませんので、その工事の内容に応じて、２９の業種の区分のいずれかに計上することになります。

一例として、工事の内容が内装の改装であれば内装仕上工事になります。

なお、リフォーム工事が建築一式工事にあたるケースは、増改築工事など、総合的な指導・監督・調整が求められる規模・内容の工事に限られます。

●建築一式工事に当たる工事の例

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事

Ｑ３：宅地造成工事を元請で施工しましたが、土木一式工事に計上することはできますか。

Ａ３：工事内容によって土木一式工事に計上する場合と、とび・土工工事に計上する場合に分かれます。たとえ、工事発注が土木一式工事、建築一式工事で行われていても工事内容が専門工事に該当する場合は、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。

【考え方】

土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような土木工作物を作る工事を指します。

したがって、単に盛土や切土、掘削や締め固めなどの工事を行ったのみの場合はとび・土工工事に計上します。

しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に計上することになります。

●土木一式工事に当たる工事の例

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、

Ｑ４：樹木の剪定や伐採を行いましたが、造園工事に計上することはできますか。

Ａ４：計上することはできません。

【考え方】

建設業法でいう「建設業」とは、「建設工事」の完成を請け負う営業を指します。

建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など２９の業種に分かれていますが、すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。

樹木の剪定や伐採はこうした要素を含まず、建設工事にはあたらないので、工事経歴として計上することもできません。

●工事にあたらないものの例

・樹木の剪定や伐採、草刈り　・道路などの清掃作業
・設備・機器の点検業務　・建設機械や土砂などの運搬業務
・ボーリング調査などの調査業務、測量業務
・船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造

６　建設業関連法令等（抜粋）

法　：建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）
政令：建設業法施行令（昭和３１年８月２９日政令第２７３号）
省令：建設業法施行規則（昭和２４年７月２８日建設省令第１４号）

（１）　経営事項審査

①　法第２７条の２３第１項（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、**その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。**

②　政令第２７条の１３（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

法第２７条の２３第１項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、１，５００万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一　堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二　前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

③　省令第１８条の２（経営事項審査の受審）

法第２７条の２３第１項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と**請負契約を締結する日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。**

（２）　建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届）

①　法第１１条（変更等の届出）

許可に係る建設業者は、第５条第１号から第５号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、３０日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

２　許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第６条第１項第１号及び第２号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、**毎事業年度経過後４月以内**に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（以下省略）

②　法第６条（許可申請書の添付書類）

前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　工事経歴書

二　直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

（以下省略）

③　政令第１条の２第１項（軽微な建設工事）

法第３条第１項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては１，５００万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては５００万円に満たない工事とする。

（３） 主任技術者及び監理技術者の専任

① 法第２６条第３項（主任技術者及び監理技術者の設置等）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一　当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ　当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ　当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ　主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二　当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

② 政令第２７条第１項（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）

法第２６条第３項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が４，５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、９，０００万円）以上のものとする。

一　国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二　第１５条第１号及び第３号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三　次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ　石油パイプライン事業法（昭和４７年法律第１０５号）第５条第２項第２号に規定する事業用施設

ロ　電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第５号に規定する電気通信事業者（同法第９条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第４号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ　放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２条第３号の２に規定する放送事業者が同条第１号 に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ　学校

ホ　図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト　病院又は診療所

チ　火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ　熱供給事業法 （昭和４７年法律第８８号）第２条第４項に規定する熱供給施設

ヌ　集会場又は公会堂

ル　市場又は百貨店

ヲ　事務所
ワ　ホテル又は旅館
カ　共同住宅、寄宿舎又は下宿
ヨ　公衆浴場
タ　興行場又はダンスホール
レ　神社、寺院又は教会
ソ　工場、ドック又は倉庫
ツ　展望塔

③　政令第１５条（公共性のある施設又は工作物）

法第２５条の１１第２号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道

（第二号省略）

三　電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）

（第四号省略）

④ 政令第２８条(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)

法第２６条第３項ただし書きの政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第２６条の４第１項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

二　国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

（４）　工事請負契約書の作成

①　法第１８条（建設工事の請負契約の原則）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

②　法第１９条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　工事内容
二　請負代金の額
三　工事着手の時期及び工事完成の時期
四　請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
五　当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
六　天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
七　価格等（物価統制令　（昭和２１年勅令第１１８号）第２条 に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

八　工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
九　注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
十　注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
十一　工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
十二　工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
十三　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
十四　契約に関する紛争の解決方法

2　請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3　建設工事の請負契約の当事者は、前２項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

⑤ 注文書及び請書による契約の締結について（次頁参照）

（５）　一括下請負の禁止

①　法第２２条（一括下請負の禁止）

建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2　建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3　前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4　発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

②　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）第１２条（一括下請負の禁止）

公共工事については、建設業法第２２条第３項の規定は、適用しない。

注文書及び請書による契約の締結について

（平成 12 年6 月29 日付け建設省経建発第132 号
建設省建設経済局建設業課長通知（千葉県土木部長宛て））

建設業法(以下「法」という。)第19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請書契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約にかかる法第19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いします。

記

1 注文書･請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19 条第1 項の規定に違反しないものであること。

(1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。

② 注文書及び請書には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。

③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。

④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(2) 注文書及び請書の交換のみによる場合

① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。

② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載すること。

③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。

④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。

⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。

⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書･請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは､次によることができる。

① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。

② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該事項の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

7　工事経歴書に関する注意事項について

記載要領　※経営事項審査申請を行う場合は、消費税課税事業者は消費税抜で、消費税免税事業者は消費税込で作成すること。

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

①　元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②　それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③　さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。

8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

※（千葉県知事許可業者の方のみ）「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿（２０００５帳票）」に配置技術者になり得る資格の記載の無い者については、経営規模等評価の対面審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類（給与の源泉徴収簿等）の提出が必要になります。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　（用紙Ａ４）

建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。ただし、工事の種類は請負工事ごとに判断し、１件の請負契約を分割して複数の建設工事の経歴としないこと。

該当するものに丸を付す
（課税事業者は税抜、免税事業者は税込）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　工事（　税込　・　税抜　）

営業所の専任技術者を配置できる工事は限定的となりますので注意してください。（１０５～１０６ページ参照）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
小計								千円	千円	うち　元請工事 千円	千円
合計								千円	千円	うち　元請工事 千円	千円

注文者及び工事名から個人の氏名が特定されないよう注意。（閲覧されるもの）

工事の内容がわかるように具体的に記入する。

共同企業体（ＪＶ）として行った工事には「ＪＶ」と記載

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載

金額は切り捨てにする

工事進行基準を採用している場合、当該事業年度中の完成工事高を括弧書きで記載する。
（例）請負代金 10,000 千円、当該年度中の完成工事高 8,000 千円の場合。
（8,000）
10,000　千円

「元請」とは、建設工事の最初の注文者（発注者）から請け負ったものをいい、「下請」とは他の建設業者を通して請け負ったものをいう。

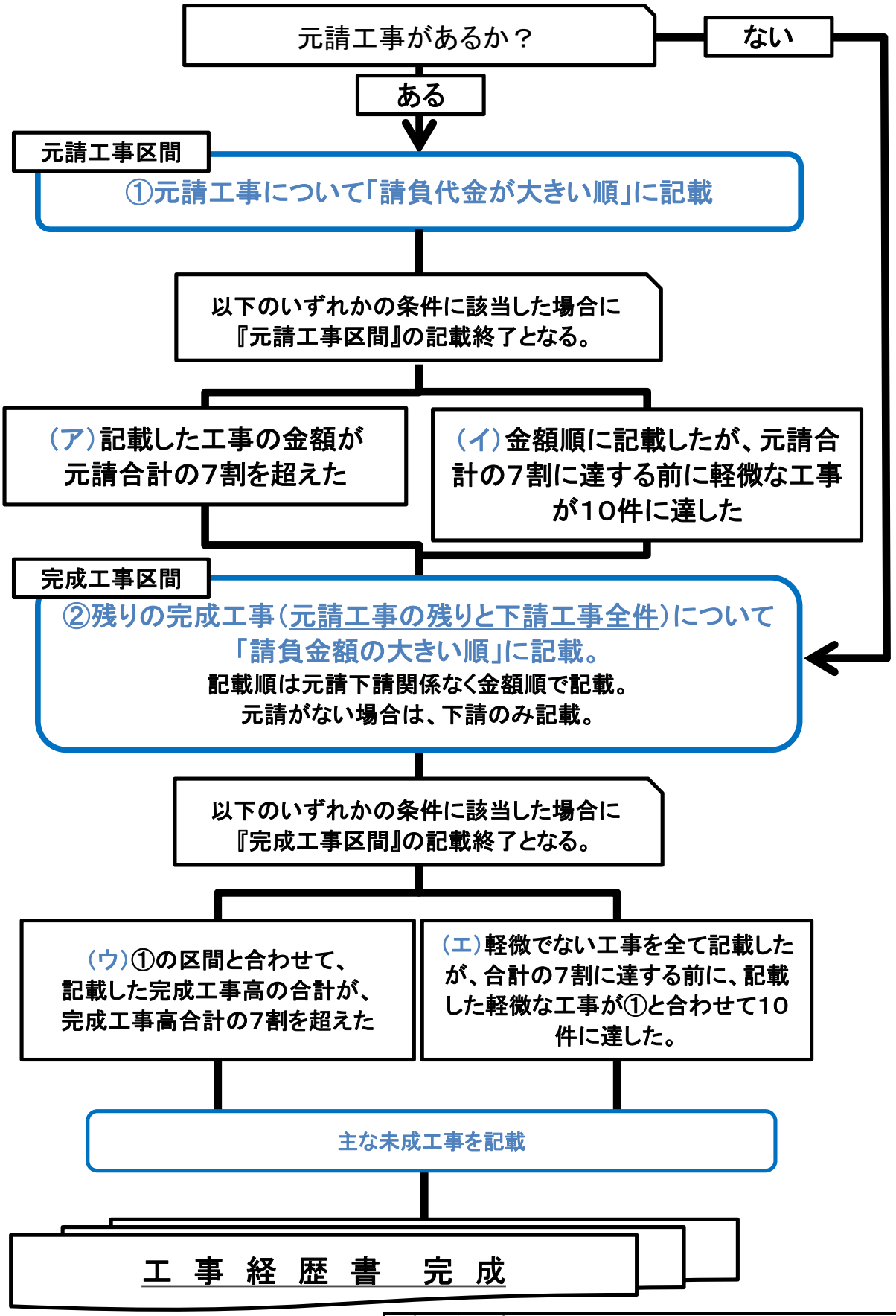
経営事項審査を申請する場合
① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
　注1.　500 万円（建築 1,500 万円）未満の工事については 10 件まで記載
　注2.　請負代金の額の合計額の 1,000 億円超部分は記載不要
② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
　注1.　500 万円（建築 1,500 万円）未満の工事については 10 件まで記載
　注2.　請負代金の額の合計額の 1,000 億円超部分は記載不要
③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

ﾍﾟｰｼﾞごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載

最終ﾍﾟｰｼﾞにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー



※軽微な工事
建築一式工事にあっては、税込1，500万円未満の工事
その他の工事にあっては、税込500万円未満の工事

注意）このフローは、元請工事が1000億円以上の場合、使用できません。

工事経歴書(様式第二号)の記載方法

例1)

＜とび・土工・コンクリート工事＞(単位:千円)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元請①	90,000	下請①	52,000
元請②	42,000	下請②	45,000
元請③	24,000	下請③	27,500
元請④	10,000	下請④	22,000
元請⑤	9,000	下請⑤	16,500
元請⑥	6,000	下請⑥	14,000
元請⑦	**3,500**	下請⑦	11,000
		下請⑧	10,000
		下請⑨	8,500
		下請⑩	7,000
		下請⑪	**4,500**
		下請⑫	**3,800**
		下請⑬	**2,800**
		下請⑭	**2,000**
小計	184,500	小計	226,600
		合計	411,100

元請の7割	全体の7割
129,150	287,770

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金	
○○○	元請①	90,000	①
○○○	元請②	42,000	
○○○	下請①	52,000	②
○○○	下請②	45,000	③
○○○	下請③	27,500	
○○○	元請③	24,000	
○○○	下請④	22,000	
	計	302,500	

記載フロー図の(ア)

元請工事の7割(この場合129,150千円)に達するまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合287,770千円)に達するまで記載する。

記載フロー図の(ウ)

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①～③の工事)

例２）

＜とび・土工・コンクリート工事＞（単位：千円）

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元請①	1,600	下請①	10,000
元請②	1,590	下請②	6,000
元請③	1,580	下請③	4,500
元請④	1,570	下請④	4,000
元請⑤	1,550	下請⑤	3,500
元請⑥	1,540	下請⑥	3,000
元請⑦	1,530	下請⑦	2,500
元請⑧	1,520	下請⑧	2,000
元請⑨	1,510	下請⑨	1,500
元請⑩	1,500		
元請⑪	1,490		
元請⑫	1,480		
元請⑬	1,470		
元請⑭	1,460		
元請⑮	1,450		
小計	22,840	小計	37,000
		合計	59,840

元請の7割	全体の7割
15,988	41,888

※太字は、軽微な工事（税込500万未満）

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金	
○○○	元請①	1,600	③
○○○	元請②	1,590	
○○○	元請③	1,580	
○○○	元請④	1,570	
○○○	元請⑤	1,550	
○○○	元請⑥	1,540	
○○○	元請⑦	1,530	
○○○	元請⑧	1,520	
○○○	元請⑨	1,510	
○○○	元請⑩	1,500	
○○○	下請①	10,000	①
○○○	下請②	6,000	②
	計	31,490	

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します（この場合は①～③の工事）

記載フロー図の（イ）

元請工事の7割（この場合15,988千円）に達するまで記載する。ただし、この場合、元請工事は全て**軽微な工事であるため、10件まで記載すればよい。**
元請工事の①～⑩の合計は、15,490千円となり元請工事の7割を超えてないが、**軽微な工事を10件記載しているため、ここで記載終了となる。**

記載フロー図の（エ）

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割（この場合41,888千円）に達するまで記載する。ただし、この場合、**上段で軽微な工事を10件記載しているので、下段で軽微な工事を記載する必要はない。**

工事経歴書の計は、31,490千円となり**全体の7割を超えていないが、軽微な工事が元請で10件となったため、工事経歴書の記載は終了となる。**

…工事経歴書に記載する軽微な工事

例3)

＜とび・土工・コンクリート工事＞（単位：千円）

年間完成工事

元請工事		下請工事	
元請①	15,000	下請①	5,100
元請②	10,000	下請②	3,600
元請③	9,500	下請③	3,500
元請④	9,000	下請④	3,400
元請⑤	4,750	下請⑤	3,300
元請⑥	4,000	下請⑥	3,150
元請⑦	3,800	下請⑦	3,100
元請⑧	3,350	下請⑧	3,000
元請⑨	3,200	下請⑨	2,900
元請⑩	3,100	下請⑩	2,800
元請⑪	3,000	下請⑪	2,700
元請⑫	2,900	下請⑫	2,600
元請⑬	2,800	下請⑬	2,500
元請⑭	2,700	下請⑭	2,400
		下請⑮	2,300
		下請⑯	2,200
		下請⑰	2,000
		下請⑱	1,800
小計	77,100	小計	52,350
		合計	129,450

元請の7割	全体の7割
53,970	90,615

※太字は、軽微な工事（税込500万未満）

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金	
○○○	元請①	15,000	①
○○○	元請②	10,000	②
○○○	元請③	9,500	③
○○○	元請④	9,000	
○○○	元請⑤	4,750	
○○○	元請⑥	4,000	
○○○	元請⑦	3,800	
○○○	下請①	5,100	
○○○	下請②	3,600	
○○○	下請③	3,500	
○○○	下請④	3,400	
○○○	元請⑧	3,350	
○○○	下請⑤	3,300	
○○○	元請⑨	3,200	
○○○	下請⑥	3,150	
	計	84,650	

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します（この場合は①～③の工事）

記載フロー図の（ア）

元請工事の7割（この場合53,970千円）に達するまで記載する。

記載フロー図の（エ）

元請工事の残りの部分と下請工事について、**元請・下請の関係なく金額の大きい順に全体の7割**（この場合90,615千円）に達するまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を3件記載しているので、下段では軽微な工事は7件（＝10件－3件）まで記載すればよい。

工事経歴書の計は、84,650千円となり**全体の７割を超えていないが、軽微な工事が元請・下請を合わせて10件となったため、工事経歴書の記載は終了となる。**

…工事経歴書に記載する軽微な工事

８　建設業法における技術者制度について

★主任技術者と監理技術者★

建設業の許可業者は、施工する工事現場に主任技術者または監理技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。　（建設業法第２６条）

主任技術者

工事現場の施工上の管理を担当する技術者で、工事の施工の際には、**請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず**主任技術者を配置しなければなりません。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、下請業者に施工させる金額の合計が５０００万円（建築一式工事の場合は８０００万円）以上の場合（※）には主任技術者の代わりに監理技術者を置かなければなりません。

※金額は、いずれも消費税込です。

★主任技術者・監理技術者の現場専任制度★

公共性のある重要な工事で、工事１件の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事では 9,000 万円）以上（※）の工事を施工する場合、**元請・下請にかかわらず**、主任技術者・監理技術者はその**工事現場に専任**でなければなりません。　（建設業法第２６条第３項）

なお、現場専任を要する監理技術者については、資格要件のほか、公共工事、民間工事を問わず監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者講習を受講していることが必要です。

※金額は、いずれも消費税込です。

◇公共性のある重要な工事◇

①国・地方公共団体が発注する工事

②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事

③学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事

＜**個人住宅を除くほとんどの工事**が当てはまります＞

※建設業許可における営業所の専任技術者は、原則として主任技術者・監理技術者にはなれません。

例外：現場への専任性が求められない工事で、次の**①～③をすべて**満たす場合

①専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事であること

②専任技術者の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること

③所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

★主任技術者及び監理技術者の要件★

◇雇用関係◇

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

※在籍出向者や派遣、短期雇用の方は主任技術者・監理技術者になれません。

◇必要な資格等◇

担当する建設工事の業種について、以下の資格要件を満たしている必要があります。

		資　格　要　件
主任技術者		次のいずれかに該当する者 (1)高校等（※2）の指定学科（※3）卒業後（若しくは指定学科に対応する技術 検定種目の２級第１次検定合格後※４）5 年以上、又は大学等（※5）の指定 学科卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の１級第１次検定合 格後※４）3 年以上の実務経験を有する者 (2)10 年以上の実務経験を有する者 (3)国家資格者（1 級、2 級の施工管理技士など）、国土交通大臣特別認定者
監理技術者	指定建設業（※1）	次のいずれかに該当する者 （1）国家資格者（１級の施工管理技士など） （2）国土交通大臣特別認定者
	以外 指定建設業	次のいずれかに該当する者 （1）国家資格者（１級の施工管理技士など） （2）主任技術者の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、元請として４５００万円以上（※６）について２年以上指導監督的な実務経験を有する者 （3）国土交通大臣特別認定者
補佐 監理技術者		次のいずれかに該当する者 （1）主任技術者の資格要件を満たす者のうち、国家資格者（技士補など） （2）国土交通大臣特別認定者

※1 指定建設業：土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園 の 7 業種

※2 高等学校のほか、旧実業高校、１年制の専修学校を含む

※3 指定学科の詳細は P49 参照

※4 技術検定の第一次検定合格＋実務経験により主任技術者になれる業種は、指定建設業と電気通信工事業を除く業種とする。

※5 大学のほか、高等専門学校（高専）、旧制専門学校、２年制以上の専修学校を含む

※6 昭和 59 年 10 月 1 日以前の経験は 1,500 万円以上、平成 6 年 12 月 28 日以前の経験は 300 万円以上

9 特殊経審について

Ⅰ吸収合併

⑴吸収合併時経審の審査基準日は次によるものとなる。

吸収合併については、合併期日

⑵吸収合併経審の受審の必要性

吸収合併の場合に、存続会社の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査(以下「合併直前経審」という。)を受けることを当該存続会社に義務付けるものではない。

したがって、この場合、存続会社が合併直前経審を受けているときは、合併時経審を受けない場合でも法第２７条の２３第１項違反にはならず、合併後その次の事業年度終了の日以降の経営事項審査において合併後の状態を評価されるまでの間は、合併直前経審が有効となる。

⑶完成工事高について

①完成工事高については、Ⅰ⑴による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年の存続会社及び消滅会社の完成工事高の合計額となる。なお、審査基準日と決算日が異なる場合は、決算期変更と同様の計算方法で完成工事高を算出し、計算過程は別途提出すること(様式は問いません。)。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請して差し支えのないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

イ　存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額

ロ　存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額(審査基準日が経営事項審査を申請しようとする事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。)。

⑷技術職員名簿について

技術職員名簿はⅠ⑴による審査基準日に基づき申請することとする。ただし、常勤性の確認は、消滅会社における雇用関係も含める。

⑸自己資本額、利益前税引前償却前利益の額、経営状況及研究開発費の額

(当期の数値)

Ⅰ⑴による審査基準日における財務諸表による。

(前期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものをしたものによる。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものとする。ただし、Ⅰ⑴による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から 3 月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算(直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目を合算したものとする。

(前期の数値)

存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。ただし、Ⅰ⑴による審査基準日から 3 月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算の前々期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。

また、これらの取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

イ　信頼性を担保するため、審査基準日における財務諸表、存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算又は存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限ること。

ロ　財務諸表の科目等を合算する際には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）に定める方法に準じて、各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと。

また、存続会社と消滅会社とで決算期が異なる場合においては、存続会社の直前の事業年度の終了の日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の直前の事業年度終了の日における財務諸表の科目等（その日が存続会社の直前の事業年度終了の日の３月以上前の日であるときは、存続会社の直前の事業年度終了の日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等）の数値を、存続会社の基準決算の前期の決算日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の基準決算の前期の決算日における財務諸表の科目等（その日が存続会社の基準決算の前期の決算日の３月以上前の日であるときは、存続会社の基準決算の前期の決算日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等）の数値をそれぞれ用いること。

⑹営業年数

営業年数については、存続会社における建設業の営業年数とする。

⑺法令順守の状況

法令順守の状況について、審査基準日の翌日の直前１年における存続会社の法令順守の状況による。

⑻監査の受審状況

監査の受審状況については、存続会社の直前の事業年度の終了の日の状況による。

⑼上記以外の項目

上記以外の項目については、Ⅰ⑴による審査基準日における状況に基づく。

Ⅱ新設合併

⑴合併時経審の審査基準日は次によるものとなります。

新設合併については、新設会社の設立の日である合併登記の日

⑵完成工事高について

新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記Ⅰ１(１)リの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して算定する。なお、額の確定までに相当の時間を要する場合においてやむを得ないと認められるときの取扱いについては、吸収合併の場合と同様とし、この場合消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

(参考：経審課長通知記Ⅰ１(１)リ)

譲り受ける場合（直前２年）

譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

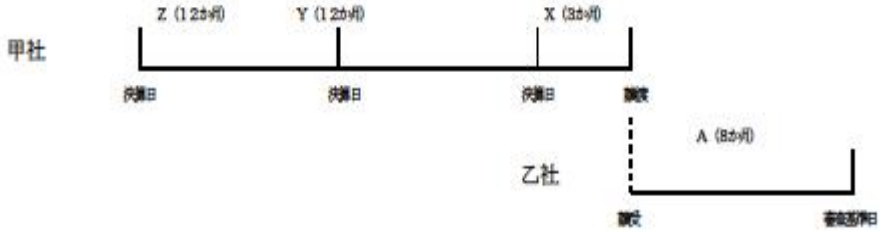
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

（Ａの完成工事高）＋（Ｘの完成工事高）＋（Ｙの完成工事高）＋（Ｚの完成工事高）×

$$\frac{\text{２４か月－Ａ、Ｘ及びＹに含まれる月数}}{\text{Ｚに含まれる月数（１２月）}}$$

＝直前２年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



譲り受ける場合（直前３年）

直前２年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

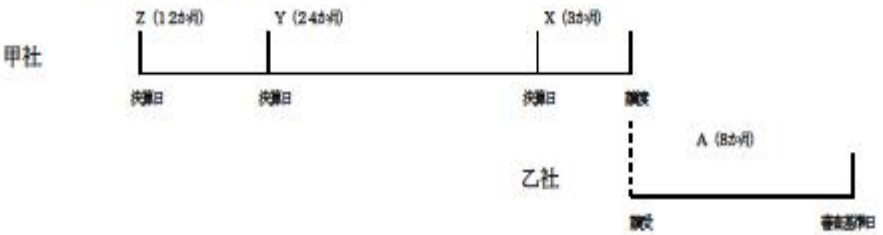
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

（Ａの完成工事高）＋（Ｘの完成工事高）＋（Ｙの完成工事高）＋（Ｚの完成工事高）×

$$\frac{\text{３６か月－Ａ、Ｘ及びＹに含まれる月数}}{\text{Ｚに含まれる月数（１２月）}}$$

＝直前３年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



⑶自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

（当期の数値）

自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度に係る決算に基づき各社の数値を合算したものとする。

（前期の数値）

消滅会社の任意の一社（②において（前期の人数）を算出する際に存続会社とみなした消滅会社がある場合には、同一の消滅会社とする。）を存続会社とみなした上で、当該存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したものとする。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときの取扱いその他の留意事項については、吸収合併の場合と同様とし、(１)③ロを準用するに当たっては、消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

⑷営業年数について

消滅会社の営業年数の算出平均により得た値によるものとする。ただし、消滅会社が平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、Ⅱ⑴による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の営業年数は 0 年として取り扱う。

⑸法令順守の状況

法令遵守の状況については、消滅会社が法第 28 条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

⑹監査の受審状況

監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日における消滅会社の状況を審査し、全ての消滅会社が監査を受審している場合に加点する。

申請に必要な書類

【提出書類】

必須提出：・経営規模等評価申請書・総合評定値申請書（２０００１ 帳票）（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）

・その他の審査項目（社会性等）（２０００５帳票）

・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（２０００２帳票）（合併時経審用に作成したもの）

・ 技術職員名簿（２０００４帳票）（合併時経審用に作成したもの）

・経営状況分析結果通知書（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）

・合併契約書

・建設業許可通知書（関係会社全社分）

・前回の経審申請書一式（受付印のあるもの、関係会社全社分）

・修正財務諸表（２期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明（写し）（「直前３年の各事業年度における工事施工全額」を含みます。）

・建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届、関係会社全社分）

・工事経歴書（完成工事高の計算と同様の期間で別途作成したもの。）

・工事経歴書についての「契約内容が確認できる書類」
（工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位３件の工事）

・納税証明書（完工高の計算に係る期分）（全社分）（事業年度が終了していなく、納税証明書が出ない場合は、経審申請時点で支払いの終わった領収書）

・その他は通常申請と同様

選択提出：・工事種類別完成工事高付表（積み上げ用）（合併時経審用に作成したもの）

・その他は通常申請と同様

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書
（令和8年7月）

令和 8 年 7 月発行

千葉県 県土整備部建設・不動産業課 入札契約室
〒260-8667　千葉市中央区市場町 1-1
電話　043-223-3113
FAX　043-223-1650
E ﾒｰﾙ kenhu6@mz.pref.chiba.lg.jp
千葉県ホームページ　http://www.pref.chiba.lg.jp/